

死因究明等推進計画検証等推進会議(第1回)

日時: 令和5年5月19日(金)15時00分～17時00分

場所: 省議室

議事次第

○ 開会

○ 議事

1. 議事運営等について
2. 死因究明等推進計画の見直しの論点について
3. フリーディスカッション

○ 閉会

<配付資料>

- 資料1 死因究明等推進計画検証等推進会議 名簿
- 資料2 死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について
- 資料3 第2次死因究明等推進計画策定までのスケジュール
- 資料4 死因究明等推進計画(令和3年6月閣議決定)
- 資料5 死因究明等推進計画の推進状況(令和5年3月末現在)
- 資料6 死因究明等推進計画に基づく取組状況
- 資料7 死因究明等推進計画の見直しの論点(案)
- 資料8 委員提出資料
- 参考資料1 死因究明等推進計画改定の体制について
- 参考資料2 死因究明等の推進に関する基礎資料

死因究明等推進計画検証等推進会議 名簿

◎専門委員	佐 伯 仁 志	中央大学法務研究科教授
同	家 保 英 隆	高知県健康政策部部長
同	今 村 知 明	奈良県立医科大学教授
同	蒲 田 敏 文	金沢大学大学院医薬保健学総合研究科放射線科学教授
同	久 保 真 一	日本法中毒学会理事・福岡大学医学部教授
同	近 藤 稔 和	日本法医病理学会理事長・和歌山県立医科大学教授
同	佐 藤 好 美	産経新聞社論説委員
同	杉 山 和 久	金沢大学医薬保健学域医学類長
同	都 築 民 幸	日本歯科大学生命歯学部歯科法医学講座特任教授
同	沼 口 敦	名古屋大学医学部附属病院病院講師
同	野 口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
同	林 紀 乃	東京都監察医務院長
同	原 田 國 男	弁護士
同	星 周 一 郎	東京都立大学法学部教授
同	細 川 秀 一	日本医師会常任理事
同	柳 川 忠 廣	日本歯科医師会副会長
同	米 村 滋 人	東京大学大学院法学政治学研究科教授

◎は議長

資料 2

死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について

令和 5 年 5 月 11 日
死因究明等推進本部決定

1. 死因究明等推進計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに死因究明等に関する施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、死因究明等推進計画検証等推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議は、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づく死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）が指名する本部員及び専門委員により開催する。
3. 推進会議の議長（以下「議長」という。）は、推進会議を主宰する者として、その構成員のうちから本部長が指名する。
4. 議長は、自らに事故があった場合に、議長に代わり推進会議を主宰する者として、議長代理を指名する。
5. 推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
6. 推進会議は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。
7. 推進会議は、本部長が招集する。
8. 推進会議は、原則として公開する。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
9. 議長は、推進会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
10. 議長は、推進会議の終了後、当該推進会議の議事録を作成し、推進会議に諮った上で、これを公表する。ただし、議事録が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、議長は、推進会議に諮った上で、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
11. 推進会議の庶務は、厚生労働省死因究明等推進本部事務局において処理する。
12. この決定に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、本部長が定める。

(参考)

○死因究明等推進基本法(令和元年法律第三十三号)(抄)

(設置及び所掌事務)

第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 死因究明等推進計画の案を作成すること。

二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十一条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員10人以内をもって組織する。

(死因究明等推進本部長)

第二十二条 本部の長は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）とし、厚生労働大臣をもって充てる。

(死因究明等推進本部員)

第二十三条 本部に、死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者

3 前項第2号の本部員は、非常勤とする。

(専門委員)

第二十四条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(幹事)

第二十五条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(本部の運営の在り方)

第二十七条 本部の運営については、第23条第2項第2号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第二十八条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○死因究明等推進本部令(令和二年政令第七十二号)

(死因究明等推進本部長)

第一条 死因究明等推進本部長は、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

(国務大臣以外の本部員の任期等)

第二条 死因究明等推進本部員（以下この条において「本部員」という。）のうち、死因究明等推進基本法第 23 条第 2 項第 2 号の本部員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の本部員は、再任されることができる。

(専門委員)

第三条 本部の専門委員（次項において「専門委員」という。）は、非常勤とする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(事務局の組織)

第四条 本部の事務局に、参事官 1 人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

3 前 2 項に定めるもののほか、本部の事務局の内部組織の細目は、厚生労働省令で定める。

(本部の運営)

第五条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、死因究明等推進本部長が本部に諮って定める。

第2次死因究明等推進計画策定までのスケジュール

令和2年4月1日

死因究明等推進基本法施行

※厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を置き、死因究明等推進計画案の作成、施策の推進等の事務をつかさどる。

令和3年6月1日

死因究明等推進計画 閣議決定

※計画策定後、3年に1回を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直す。

令和5年5月～

令和5年度第1回死因究明等推進本部開催
(持ち回り)

令和5年5月19日～

死因究明等推進計画検証等推進
会議において検討
(計5回程度開催予定)

国民からの意見聴取

令和6年5月頃

令和6年度第1回死因究明等推進本部開催

第2次死因究明等推進計画 (案)

令和6年6月頃

第2次死因究明等推進計画 閣議決定

死因究明等推進計画に基づく取組を推進

死因究明等推進計画

令和 3 年 6 月

目 次

はじめに	1
1 現状と課題	
(1) 現状	2
(2) 課題	3
2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方	
(1) 死因究明等の到達すべき水準	5
(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方	5
3 死因究明等に関し講ずべき施策	
(1) 死因究明等に係る人材の育成等	
(医師、歯科医師等の育成及び資質の向上)	7
(警察等の職員の育成及び資質の向上)	9
(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備	10
(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備	10
(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実	11
(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実	
(検案の実施体制の充実)	13
(解剖等の実施体制の充実)	15
(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用	
(薬物及び毒物に係る検査の活用)	15
(死亡時画像診断の活用)	16
(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備	17
(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進	
(死因究明により得られた情報の活用)	18
(死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)	20
(9) 情報の適切な管理	20
4 推進体制等	
(1) 推進体制と本計画の見直し	21
(2) 中長期的な課題について	21

はじめに

死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）は、国民が安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与するものであり、高い公益性を有するものである。近年の高齢化の進展に伴う死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威、大規模災害の発生リスク等に鑑み、死因究明等とその体制強化の重要性はますます高まっている。

死因究明等に関する施策については、犯罪死の見逃しの問題等を背景に平成 24 年に成立した死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号。2 年間の時限立法。以下「旧法」という。）に基づき、平成 26 年に死因究明等推進計画（以下「旧計画」という。）が閣議決定され、これまで、関係府省庁は旧法及び旧計画に基づき、各種施策を進めてきた。これにより、公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖や死亡時画像診断に対する補助制度の確立、都道府県警察の検視官の現場臨場率の向上、大学における死因究明等に係る教育及び研究拠点の整備等、一定の成果を挙げてきた。

しかし、一方で、未だ地方公共団体における死因究明等推進地方協議会の設置が 41 都道府県にとどまるなど、死因究明等の重要性が必ずしも十分に認識されておらず、十分な対応につながっていない状況にあり、その実施に係る人材及び体制の充実強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、令和元年 6 月に死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号。以下「法」という。）が成立し、令和 2 年 4 月 1 日に施行された。法は、公衆衛生の向上をその目的の根底として位置付け、厚生労働省に死因究明等推進本部を置き、同本部が中心となり死因究明等に関する施策を推進することを定めている。また、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「本計画」という。）の策定について定めている。

本計画は、法において定めるものとされた死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項、死因究明等に関し講ずべき施策等について定めたものであり、国は、本計画に基づき、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとする。

1 現状と課題

(1) 現状

我が国における年間死亡数は、人口の高齢化を反映して増加傾向にあり、平成15年に100万人を超え（死亡率8.0（人口千対））、令和元年には138万1093人（同11.2）となっている。今後も年間の死亡数は増加傾向を示すことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、最も年間死亡数が多いと見込まれる2040年には約168万人（同15.7）となることが予想されている。

また、警察における死体取扱状況については、令和2年は16万9496体¹となっている。この10年程度は概ね同水準で推移しているが、今後我が国の年間死亡数の高まりとともに、増加していく可能性がある。死亡場所に関して、近年は、在宅死を始め、医療機関以外の場所における死亡が若干の増加傾向に転じており、社会の変化すなわち家族や生活の有り様を反映した傾向の変化を注視する必要がある。

これらの死亡の死因究明等を行う体制については、地域によって差異がある。

各都道府県において解剖等を担う大学の法医学教室の人員数については、令和2年5月1日現在5名以下の人員となっている県が21県あり、そのうち常勤の医師が1人のみである県が14県あるなど、人材の不足が顕著に見受けられる。

警察があらかじめ検視等の立会いの協力を依頼している医師は令和2年4月1日現在4,268人となっている。また、歯科所見による身元確認において中核的な役割を担う歯科医師との協力関係を構築しておくことも重要であるところ、警察が事前に協力等を依頼している歯科医師は令和2年4月1日現在9,963人となっている。ただし、それらの人数や選任・任命方法、補償の在り方は、都道府県によって様々な形が取られている。

さらに、死因究明結果の活用についても、監察医解剖が行われている都府県では、監察医施設を中核として衛生行政の一環として死因究明を行った結果の分析や考察が公表されているが、それ以外の地域においては、こうした公衆衛生的観点からの分析等がほとんど行われていないという状況にある。

こうした状況の中、法において、各地方公共団体は、死因究明等に係る施策の推進、検証・評価を行うため、死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めることが規定されているが、現時点において当該地方協議会が設置されているのは、

¹ 交通関係及び東日本大震災の死者を除く。

前述のとおり 41 都道府県にとどまっており、設置済みの都道府県においても、予算・体制等について悩みや苦勞を抱えているなどの課題が生じている。

(2) 課題

上述のとおり、年間の死亡数の増加、とりわけ在宅死の増加により死体検案体制への負荷が増大することが見込まれるとともに、例年自然災害が繰り返し発生し、大規模災害も予見され、さらに、新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の脅威も存在している。しかしながら、我が国では未だ死因究明等の重要性が十分に認識され、充実した体制が取られているとは言い難い。その実施に係る人材の確保や体制整備は喫緊の課題である。

人材育成等の面においては、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であるところ、解剖を担う大学の法医学者を始めとした法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保が急務となっている。とりわけ、都道府県内の解剖を一手に引き受ける大学の法医学教室について、常勤の医師が1名のみとなっている状況が見受けられるなど、その体制の脆弱性が課題となっている。検案を行う医師についても、高齢化や人員不足に悩まされている地方公共団体も少なくない。こうした死因究明等を担う人材を確保していくためには、死因究明等の公益性・重要性を社会全体で共有するとともに、法医学者や死体検案を行う医師等の適切な処遇の確保を推進することも重要である。

また、死因究明等が適切に実施されるためには、人員の確保とともにその資質の向上も必要であり、死体検案等に関する研修の充実や、大学の医学教育・歯学教育・薬学教育における死因究明等に関する内容の充実が求められる。

さらに、我が国の死因究明等の質の向上及び体制強化を図るためには、これらを支える大学の教育・研究体制を充実することが不可欠である。このため、大学間や学部間の連携を強化し、死因究明に関する教育・研究拠点の整備・拡大を図っていくことも重要な課題である。

各地域の体制面については、その実情に応じて、死因究明等の人材が確保され、専門的機能を有する体制が整備されるよう、各地方公共団体において必要な施策が形成されることが求められる。そのためには、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化することにより、域内の関係者が課題を共有し、それに基づき適切に対応方策を立案することができる素地を作る必要がある。

また、地震・津波・洪水等の大規模災害が発生した際には、死体検案、身元確認のために、多大な人員を動員することとなるが、そのような状況はいつ、どこ

においても起こり得るものである。各都道府県は、このような非常時に対応できるよう、あらかじめ、各都道府県の医師会や歯科医師会等と連携し、医師、歯科医師等の人員体制を整備しておくことが重要である。このような連携体制の構築は、非常時に限らず通常の死因究明等においても意義があるものであり、死因究明等推進地方協議会において議論を深めておくことに加え、各地域を管轄する警察、保健所、各郡市の医師会、歯科医師会等の実務を担う関係者が日頃から顔が見える関係性を築いておくことも、地域の死因究明等の効果的な運用につながるものである。

死因究明において、医師によって解剖・検査等が必要と判断された場合には、その適切な実施体制が構築される必要がある。現状では、監察医制度を持つ地方公共団体に比べて、当該制度を持たない地方公共団体において公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖・検査等が少ない傾向が見られ、得られた知見を社会に還元する機能に乏しいといえること等から、地域における死因究明体制の実態を把握し、必要な解剖・検査等が行われる体制構築を推進することが必要である。

また、死因究明等の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、公衆衛生の向上・増進等のために活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止や、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与するよう、関係法令との整合性を図りつつ、死体検案の結果や解剖結果、歯科診療情報等のデータベース化を進め、広く活用できるようにすることが重要である。その際、データが効果的・効率的に活用されるよう、死亡に関する統計や死亡診断書（死体検案書）の様式、その電子的提出等の在り方についても、検討を進める必要がある。

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

(1) 死因究明等の到達すべき水準

死因究明等の推進は、安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会を実現することを目的とし、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、以下に示す水準を目指して行われるものとする。

- i) 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。
- ii) 必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。
- iii) 全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。
- iv) 死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること。

なお、今後、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態把握を行い、これらの到達すべき水準を満たすために必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。

(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方

死因究明等に関する施策については、国及び地方公共団体が、法の基本理念にのっとり、到達すべき水準を目指して、法第 10 条から第 18 条までに掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とする。

国は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された具体的な施策を実施する責務を有する。

地方公共団体は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、当該施策の実施を推進し、実施状況を検証・評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

る。

なお、ここでいう地方公共団体とは、原則として都道府県を指すが、監察医制度や政令指定都市、中核市の有無等の地域の実情に応じて、市区町村単位で施策の推進や啓発を行う体制を構築すること、都道府県境を超えたより広域で連携を行うことも考えられる。

大学は、法の基本理念にのっとり、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

国、地方公共団体及び大学のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することが求められる。

「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された施策の対象期間は、特に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、本計画策定後3年程度を目安とする。

3 死因究明等に関し講ずべき施策

(1) 死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）

（医師、歯科医師等の育成及び資質の向上）

- 文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る分野を志す者や新たに取組に参加する者を増加させ、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。（文部科学省）
- 文部科学省において、医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時まで学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。（文部科学省）
- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。

また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。（厚生労働省）

- 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。（厚生労働省）
- 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参加機会の拡充を図る。（警察庁、海上保

安庁)

- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。(警察庁、海上保安庁)

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。(厚生労働省)

- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。(厚生労働省)

- 死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。(警察庁)

- 文部科学省において、日本医師会・日本歯科医師会と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施・協力について、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省)

- 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。(警察庁、海

上保安庁)

- 文部科学省において、医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。(文部科学省)
- 文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、法や本計画等を通じ、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、周知を図る。(文部科学省)

(警察等の職員の育成及び資質の向上)

- 警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実を図る。(警察庁)
- 警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図る。(警察庁)
- 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。(海上保安庁)
- 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上のための研修を実施しているところ、引き続き、その内容の充実を図る。(海上保安庁)
- 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。
また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。(警察庁、海上保安庁)(再掲)
- 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同

研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。（警察庁、海上保安庁）（再掲）

（２）死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第 11 条）

- 文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。（文部科学省）

（３）死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第 12 条）

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。

なお、このような体制整備の前提として、解剖等を担う法医学者等の人材が不足している地方公共団体にあつては、地域の死因究明等に係る関係者で協議し、人材確保策を検討することが必要である。例えば、都道府県医師会と協議して検案体制を整えることや、地域医療対策協議会において地域枠医師等の活用についての検討を行うこと等も考えられる。（厚生労働省）

- 厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和 3 年度中に策定する。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証・評価、改善のサイクルの形成を促す。

（厚生労働省）

- 厚生労働省において、死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和 3 年度から定期的に、関係省庁の協力を得ながら、地方公共団体の負担を考慮しつつ、施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査を行う。（厚生労働省）

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。（厚生労働省）
- 厚生労働省において、地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会を設置した上で、その地域の状況に応じて、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求める。（厚生労働省）
- 関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。（厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、海上保安庁）
- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）
- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）

（４）警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第 13 条）

- 今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、警察庁において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努める。（警察庁）
- 警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号。以下「死因・身元調査法」という。）に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な見直しを行う。（警察庁）

- 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。（警察庁）
- 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。（警察庁）
- 警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。（警察庁、海上保安庁）
- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA 型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。（警察庁）
- 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。（警察庁）
- 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実を図る。（海上保安庁）
- 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。（海上保安庁）（再掲）
- 海上保安庁において、引き続き、死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図る。（海上保安庁）
- 海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、引き続き、都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築を図る。（海上保安庁）
- 海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。（海上保安庁）

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第 14 条）

（検案の実施体制の充実）

- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁）（再掲）

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。

また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。

これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。（厚生労働省）（再掲）

- 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。（厚生労働省）（再掲）
- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）（再掲）
- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。（厚生労働省）（再掲）
- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する

死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）（再掲）

- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。（警察庁、海上保安庁）（再掲）

- 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。（厚生労働省）
- 厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うとともに、研究成果をとりまとめ、地方公共団体へ還元する。（厚生労働省）
- 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書（死体検案書）の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。（厚生労働省）
- 厚生労働省において、死体検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、引き続き、死体検案に従事する一般臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る。（厚生労働省）
- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。（文部科学省）

(解剖等の実施体制の充実)

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。
(厚生労働省) (再掲)
- 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。(厚生労働省)
- 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。(厚生労働省) (再掲)
- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省) (再掲)

(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用 (法第 15 条)

(薬物及び毒物に係る検査の活用)

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。
(厚生労働省) (再掲)
- 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。(厚生労働省) (再掲)
- 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。(厚生労働省) (再掲)

- 厚生労働省において、死因究明に係る薬毒物検査における標準品の必要性や、必要とされる標準品が整備される方策について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。（厚生労働省）
- 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。（警察庁）（再掲）
- 警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実を図るとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査の確実な実施を図る。（警察庁）
- 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。（警察庁）（再掲）
- 海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、引き続き、必要があると認めるときは確実に薬毒物に係る定性検査の実施を図る。（海上保安庁）
- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。（文部科学省）（再掲）

（死亡時画像診断の活用）

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。（厚生労働省）（再掲）
- 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。（厚生労働省）（再掲）

- 厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。（厚生労働省）（再掲）
- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）（再掲）
- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）（再掲）
- 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。（警察庁）（再掲）
- 警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。（警察庁、海上保安庁）（再掲）
- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。（文部科学省）（再掲）

（７）身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第 16 条）

- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要

な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁)(再掲)

- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA 型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。(警察庁)(再掲)
- 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。(警察庁)(再掲)
- 警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照会が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所要の準備を進める。(警察庁)
- 厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けて、「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効率的・効果的に収集するための方策について、関係法令との整合性を図りつつ個人情報等の取扱いも含めて検討するとともに、電子カルテ等への「口腔診査情報標準コード仕様」の実装を推進するため、全国の歯科医療関係者に周知を行うなど、標準化された歯科診療情報を収集・活用するための整備を図る。また、電子カルテ等に保存されている口腔診査情報以外の歯科診療情報の活用の可能性についても検討を行う。(厚生労働省)
- 海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。(海上保安庁)(再掲)

(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第 17 条)

(死因究明により得られた情報の活用)

- 警察等において、死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。(警察庁、海上保安庁)
- 厚生労働省において、関係法令との整合性を図りつつ、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事業等

を通じてその登録件数を拡大する。また、製品事故等の社会的問題を発見した場合には、関係行政機関への速やかな連絡を行う。(厚生労働省)

- 厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。(厚生労働省)(再掲)

- 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。(警察庁、海上保安庁)(再掲)

- 死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。(警察庁)(再掲)

- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。(警察庁、海上保安庁)(再掲)

- 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書(死体検案書)の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。(厚生労働省)(再掲)

- 厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。(厚生労働省、内

閣府、警察庁、法務省、文部科学省)

- 厚生労働省において、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。(厚生労働省)

(死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)

- 司法解剖等の犯罪捜査の手續が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 47 条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努める。(警察庁、法務省、海上保安庁)
- 犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努める。(警察庁、海上保安庁)
- 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努める。(警察庁、海上保安庁)
- 遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることを、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルに記載しているところ、日本医師会等を通じてその旨を周知する。(厚生労働省)

(9)情報の適切な管理（法第 18 条）

- 死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。(厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省、海上保安庁)

4 推進体制等

(1) 推進体制と本計画の見直し

法第 19 条第 7 項においては、「政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3 年に 1 回、本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本規定に基づき、国は、本計画策定後 3 年に 1 回を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直すこととする。加えて、死因究明等を巡る状況変化を的確に捉えた上で施策を推進することが重要であることから、各関係省庁の施策について少なくとも毎年 1 回のフォローアップを行い、必要な改善方策について各省庁が検討する機会を設けることとする。

(2) 中長期的な課題について

「3 死因究明等に関し講ずべき施策」において記載したとおり、本計画においては、国が死因究明等の実務の主体となる地方公共団体や大学の体制等について基礎的な調査を行い、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態を把握することとしている。把握したデータに基づき、今後、国において施策の評価や地域間の比較を行い、必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。その中で、法医学者や死体検案を行う医師等の人材のキャリアパスを含めた処遇や法医学教室等の地域の死因究明等を担う機関への支援の在り方についても検討することとする。また、新興感染症の脅威を踏まえ、解剖に従事する医師、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師等の安全確保に向けた方策についても引き続き検討する。

死因究明等推進計画の推進状況(令和5年3月末現在)

1. 死因究明等に係る人材の育成等

- 検案医** ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死体検案研修会（基礎）」、「死体検案研修会（上級）」を実施
 【修了者数】 R 3年度：543人（基礎）、183人（上級）
 R 4年度：505人（基礎）、84人（上級）
- CT等** ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を実施
 【修了者数】 R 3年度：263人（医師）、263人（診療放射線技師）
 R 4年度：756人（医師）、598人（診療放射線技師）
- 検視官
鑑識官** ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死体取扱業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施
 ・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 大学** ・法医学等の基礎研究分野における優れた人材の養成等を行う教育拠点を構築する取組を支援するため、基礎研究医養成活性化プログラム事業を推進

3. 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- 協議会** ・厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を促進
 【地方協議会を設置した都道府県数】 R 4年3月末時点 43都道府県
 R 5年3月末時点 47都道府県
 （全都道府県で設置）
- 拠点** ・厚生労働省において、令和4年度から、各地域における死因究明等の体制の構築を推進するため、死因究明拠点整備モデル事業を実施
 【実施状況】 R 4年度：大阪府、京都府、香川県、沖縄県で実施中

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 解剖** ・警察及び海上保安庁において、必要な解剖を確実に実施
 【解剖件数】 R 3年：司法解剖8,564件、調査法解剖3,213件
 R 4年：司法解剖9,182件、調査法解剖3,286件
- 検視官** ・警察において、検視官が死体や現場の状況を離れた場所からリアルタイムで確認できる映像伝送装置の整備・活用を推進
- 鑑識官** ・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を増員配置
 【鑑識官が配置された海上保安部署数】 R 3年度：78部署
 R 4年度：86部署

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- 支援** ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて都道府県が実施する解剖等に対する財政支援を実施
 ・厚生労働省において、死亡時画像診断システム等整備事業を通じて死因究明のための解剖等に必要な施設・設備の整備に対する財政支援を実施

6. 死因究明のための死体の科学調査の活用

- 薬毒物
CT** ・警察及び海上保安庁において、必要な薬毒物検査や死亡時画像診断を確実に実施
 【薬毒物検査実施件数】 R 3年：16万3,012件
 R 4年：18万4,474件
 【死亡時画像診断実施件数】 R 3年：1万6,608件
 R 4年：1万8,326件
- 科捜研** ・警察庁において、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を推進

7. 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- DNA等** ・警察庁において、DNA型記録や歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用
 【身元不明死体の身元確認件数】 R 3年：191件
 R 4年：155件
- 歯科** ・厚生労働省において、「口腔診査情報標準コード仕様」を保健医療情報分野の標準規格として採用した上、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて検討を推進

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 通報** ・警察において、死因・身元調査法に基づき、必要に応じて関係行政機関への通報を実施
 【通報件数】 R 3年：1,497件
 R 4年：2,045件
- 遺族
説明** ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに記載してその周知を促進
 ・警察、検察庁、海上保安庁において、遺族等に対し、第三者のプライバシーの保護等に留意した適切な説明を推進

9. 情報の適切な管理

- ・関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対して、情報管理の重要性について周知

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の施策の方向性等

資料6

(1) 死因究明に係る人材の育成等(法第10条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(医師、歯科医師等の育成及び資質の向上)				
1	文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る分野を志す者や新たに取組に参画する者を増加させ、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。	文部科学省	文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援している。 また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。 その結果、令和3年度末時点で、支援する7大学が設置する11の教育コースにおいて、168名の大学院生等を受け入れている。 このほか、令和3年度は、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備が行われている。	文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援している。 また、令和3年度からは、同事業において、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。 その結果、令和4年度末時点で、支援する7大学が設置する11の教育コースにおいて、168名の大学院生等を受け入れている。 このほか、令和4年度も、前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。
2	文部科学省において、医学・歯学・薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時までには学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。	文部科学省	文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	文部科学省においては、医学・歯学・薬学教育のモデル・コア・カリキュラムに盛り込まれた法医学、歯科法医学、薬毒物分析等に関連する記載について、その内容を大学に周知するとともに、死因究明等推進計画の内容等を踏まえた教育内容の充実を要請している。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、教育内容の充実を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
3	厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。 また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。 これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成26年度以降、検案を行う医師の死体検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会(基礎)及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会(上級)を実施している。 令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和2年度から死体検案研修会(基礎)の受講者の募集人員を600人に増加させ(前年度比300人増)、令和3年度からは、死体検案研修会(上級)の受講者の募集人員を300人に増加させた(前年度比150人増)。 その結果、令和3年度における死体検案研修会(基礎)の修了者数は543人、死体検案研修会(上級)の修了者数は183人であった。	厚生労働省においては、平成26年度以降、検案を行う医師の死体検案能力の向上を図ることを目的として、公益社団法人日本医師会(以下「日本医師会」という。)に委託して、死体検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、在宅死等を想定した基礎的な内容の死体検案研修会(基礎)及び大学の法医学教室等における現場実習を含む専門的な内容の死体検案研修会(上級)を実施している。 令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、いずれの研修会も、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師がこれらの研修を受講することができるよう、令和3年度から死体検案研修会(上級)の受講者の募集人員を300人に増加させ(前年度比150人増)、令和4年度からは、死体検案研修会(基礎)の受講者の募集人員を1,000人に増加させた(前年度比400人増)。 その結果、令和4年度における死体検案研修会(基礎)の修了者数は505人、死体検案研修会(上級)の修了者数は84人であった。
4	厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断の事例及び人口動態調査表等に記載された死因等の分析結果について検証を行う事業を実施している。 令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築したデータベースの運用開始に向けて、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。 また、法医学者等の有識者を交えて、人口動態調査により集積された人の死亡に関する情報について地理的に分析を行った上、その結果得られた情報を一部の都道府県知事部局に提供し、その有効性等について検討を行った。	厚生労働省においては、死因究明体制の充実や、疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された死亡時画像診断等の分析結果について検証を行う事業を実施している。 令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。
5	警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。	警察庁・海上保安庁	警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和3年度は、21都道府県警察において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。 また、日本医師会が開催する死体検案研修会(基礎)がe-ラーニング形式で行われたところ、埼玉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。 海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和3年度は、3海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。	警察においては、都道府県医師会と都道府県警察との協力関係の強化や死体取扱業務の能力向上を目的として、死体の取扱いに関する合同研修会等を積極的に開催している。また、日本医師会が開催する死体検案研修会に検視官等を派遣し、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和4年度は、29都道府県警察(暫定値)において、都道府県医師会との死体の取扱いに関する合同研修会等が開催され、法医学者や検視官等による最新の取扱事例や警察の死体取扱業務の状況に関する説明等の取組が行われた。 また、日本医師会が開催する死体検案研修会(基礎)がe-ラーニング形式で行われたところ、千葉県警察の検視官が講師となって、警察が行う検視や調査等について講義を行う動画を撮影し、提供するなどの協力を行った。 海上保安庁においては、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、死体の取扱いに関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和4年度は、4海上保安本部において、都道府県医師会等との死体の取扱いに関する合同研修会に参加した。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
6	検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。	警察庁・海上保安庁	警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師(次頁において「検案医等」という。)の育成及び資質の向上に資することを目的として、死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖(以下「調査法解剖」という。)や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案医等に結果を還元するよう努めている。	警察及び海上保安庁においては、検案する医師や死亡時画像を読影する医師(次頁において「検案医等」という。)の育成及び資質の向上に資することを目的として、死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖(以下「調査法解剖」という。)や第5条の規定に基づく死亡時画像診断等により得られた結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案医等に結果を還元するよう努めている。
7	厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のためCT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。 令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各300人に増加させた(前年度比各200人増)。 その結果、令和3年度における本研修会の修了者数は、医師が263人、診療放射線技師が263人であった。	厚生労働省においては、平成23年度以降、死因究明のためCT等を使用して行う死亡時画像診断について、医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るため、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像撮影・診断に関する法令、倫理、医療安全、技術等について研修する死亡時画像診断研修会を実施している。 令和4年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、受講者が受講者専用のWebサイト上で講義内容を収録した動画等を視聴する方法により講義を実施した。また、より多くの医師等が本研修会を受講できるよう、受講者の募集人員を医師・診療放射線技師ともに各1,000人に増加させた(前年度比各700人増)。 その結果、令和4年度における本研修会の修了者数は、医師が756人、診療放射線技師が598人であった。
8	厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。 令和3年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は44施設あり、令和3年度は、これらの施設から、14件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。 また、分析結果を踏まえて、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。	厚生労働省においては、平成26年度以降、日本医師会に委託して、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等の検証を行うとともに、その結果を死亡時画像診断に関する研修資料の改善等に活用する小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を実施している。 令和4年4月1日時点で、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の画像データ等の提供を行うなど、同事業に協力している施設は45施設あり、令和4年度は、これらの施設から、9件の小児死亡事例について死亡時画像診断の画像データ等の提供を受け、分析を行った。 また、分析結果を踏まえて、日本医師会に委託して実施している死亡時画像読影技術等向上診断研修会の研修資料を作成しているほか、日本医師会のWebサイトに掲載している死亡時画像診断に関するe-ラーニングシステムに画像所見等を掲載し、その内容を充実させた。
9	死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。	警察庁	警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を行っている。	警察においては、死亡時画像を診断する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上に資することを目的として、各都道府県において開催される死亡時画像診断に関する研修会等に検視官等を派遣し、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を行っている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
10	文部科学省において、日本医師会・日本歯科医師会と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施・協力について、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。	文部科学省	文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	文部科学省においては、死因究明等に係る研修会の実施・協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る研修会の実施・協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。
11	都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。	警察庁・海上保安庁	警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会」という。)と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。 令和3年度は、20都道府県警察において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。 海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和3年度は、4海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。	警察においては、都道府県歯科医師会と都道府県警察との協力関係の強化や身元確認業務の能力向上を目的として、公益社団法人日本歯科医師会(以下「日本歯科医師会」という。)と協議の上策定した合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、合同研修会等を定期的に開催しており、身元確認作業の訓練や検視官等による死体取扱の状況の説明等を行っている。 令和4年度は、36都府県警察(暫定値)において、都道府県歯科医師会との身元確認業務に関する合同研修会等が開催され、死体からの歯科所見の採取要領等に係る訓練等が行われた。 海上保安庁においては、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、身元確認業務に関する合同研修会等への参画機会の拡充に努めるとともに、海上保安庁の死体取扱業務の状況や取扱事例を紹介するなどの協力を行っている。 令和4年度は、7海上保安本部において、都道府県歯科医師会等との身元確認業務に関する合同研修会等に参加した。
12	文部科学省において、医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。	文部科学省	文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。	文部科学省においては、基礎研究医養成活性化プログラム等により構築された大学における死因究明等に係る先進的な教育事例等について、その概要を大学に紹介している。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等に係る先進的な教育事例等について紹介した。
13	文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、法や本計画等を通じ、各大学医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、周知を図る。	文部科学省	文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	文部科学省においては、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学への周知を図っている。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性の周知を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(警察等の職員の育成及び資質の向上)				
14	警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実を図る。	警察庁	警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。 また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会(以下「日本法医学会」という。)と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。 このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。	警察においては、毎年度、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止することを目的として、死体取扱業務に従事する警察官に対する教育訓練を行っており、警察庁においては、死体取扱業務の専門家である検視官及び検視官補助者に対し、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施している。 また、これらの研修がより効果的なものになるよう、特定非営利活動法人日本法医学会(以下「日本法医学会」という。)と協議を行うなどして、既存の講義内容の見直しを含め、内容の充実を図っている。 このほか、各都道府県警察においては、死体取扱業務に従事する警察官や一般の警察官に対して、死体取扱業務に関する研修を実施している。
15	警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図る。	警察庁	警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。	警察庁においては、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図ることを目的として、検視官等を対象とした全国会議を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図っている。
16	海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修(以下「法医学研修」という。)を実施している。 令和3年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。	海上保安庁においては、海上保安官を大学の法医学教室に一定期間派遣し、大学の教授等の指導の下で解剖への立会い等に従事させることを通じて、法医学に関する高度な知識・技能を習得させる研修(以下「法医学研修」という。)を実施している。 令和4年度は、16大学の法医学教室に17名の海上保安官を派遣した。
17	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上のための研修を実施しているところ、引き続き、その内容の充実を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これら業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修(以下「鑑識上級研修」という。)を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。 また、鑑識上級研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。 このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講したりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。	海上保安庁においては、海上保安官に、鑑識業務や死体取扱業務に必要な知識・技能を修得させるとともに、これら業務に係る指導者を養成するため、実習を中心とした専門的な研修を実施するとともに、法医学等に係る検定を実施している。 また、同研修を修了し、検定に合格した者であっても、研修修了後、相当期間が経過した者については、その知識・技能の維持・向上を図るための研修を受講させることとしている。 このほか、海上保安官を、都道府県警察が主催する鑑識業務や死体取扱業務に関する研修に参加させたり、管区海上保安本部に法医学者を講師として迎え、死体取扱業務に関する講義を受講したりするなど、多様な研修機会を通じて、海上保安官の鑑識業務や死体取扱業務に係る知識・技能の維持・向上を図っている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
18	警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲) 5 参照	警察庁・海上保安庁		
19	都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲) 11 参照	警察庁・海上保安庁		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備(法第11条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
20	文部科学省において、国公立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学・歯科法医学・法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続・拡大に努める。	文部科学省	文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医・臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。 このほか、令和3年度は、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備が行われている。 こうした取組の結果、令和3年5月1日時点で、19大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。	文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医・臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。 このほか、令和4年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。 こうした取組の結果、令和4年5月1日時点で、19大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備(法第12条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
21	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。 なお、このような体制整備の前提として、解剖等を担う法医学者等の人材が不足している地方公共団体にあつては、地域の死因究明等に係る関係者で協議し、人材確保策を検討することが必要である。例えば、都道府県医師会と協議して検案体制を整えることや、地域医療対策協議会において地域枠医師等の活用についての検討を行うこと等も考えられる。	厚生労働省	厚生労働省においては、令和3年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。 また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルにおいても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示した。	厚生労働省においては、令和4年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。 また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアルにおいても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。
22	厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となるマニュアルを令和3年度中に策定する。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証・評価、改善のサイクルの形成を促す。	厚生労働省	厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月、死因究明等推進地方協議会運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定し、各都道府県に配布した。 マニュアルでは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示しており、今後、マニュアルの活用を促すなどして、地方公共団体における死因究明等の推進に向けた取組の活性化を図っていくこととしている。	厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月、死因究明等推進地方協議会運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定し、各都道府県に配布した。 マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。 令和4年度は、地方協議会に積極的に参加し、都道府県においてマニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。
23	厚生労働省において、死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和3年度から定期的に、関係省庁の協力を得ながら、地方公共団体の負担を考慮しつつ、施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査を行う。	厚生労働省	厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、令和4年1月、関係省庁の協力を得て、大学等の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を開始した。 今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県と調査結果を共有し、地方協議会等における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。	厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学等の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。 今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
24	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。	厚生労働省	厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度当初予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)の実施に要する経費(48百万円の内数)を盛り込んだ。 検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。	厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)を実施している。 検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 令和4年度は、4府県で同モデル事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。
25	厚生労働省において、地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会を設置した上で、その地域の状況に応じて、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求める。	厚生労働省	厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。)により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めた。 また、令和3年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。 その結果、令和3年度中に3県において新たに地方協議会が開催され、令和4年3月末時点で、地方協議会が開催されたのは43都道府県となった。	厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。)により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。 また、令和4年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。 その結果、令和4年度中に4県において新たに地方協議会が設置・開催され、令和4年度末時点で、全都道府県において地方協議会が設置・開催された。
26	関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。	厚生労働省・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・海上保安庁	厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知)により、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了解及び管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼した。 厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求めている。	厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」(令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知)により、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了解及び管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。 厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向けた協力等を求めている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
27	関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。	厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁	警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 厚生労働省及び警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会に職員を参加させ、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼した。 文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案を行う医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。 文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案を行う医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。
28	関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。	厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁	厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。 警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。 文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。 警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。 警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。 文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実(法第13条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
29	今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、警察庁において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努める。	警察庁	警察においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めている。	警察においては、今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができる映像伝送装置の整備・活用に努めている。 令和5年1月からは、都道府県警察において、映像伝送装置を活用して、検視官が現場臨場の要否や優先順位を判断するなどの取組を試行している。
30	警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。)に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な見直しを行う。	警察庁	警察においては、毎年、刑事訴訟法第168条等の規定に基づく解剖(以下「司法解剖」という。)や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。 こうした見直しを踏まえ、令和4年度当初予算では、司法解剖に要する経費(2,221百万円)及び調査法解剖に要する経費(270百万円)を盛り込んだ。	警察においては、毎年、刑事訴訟法第168条等の規定に基づく解剖(以下「司法解剖」という。)や調査法解剖の実施状況を踏まえながら、日本法医学会とも調整を行い、翌年度の解剖の委託経費について必要な見直しを行っている。 こうした見直しを踏まえ、令和5年度当初予算では、司法解剖に要する経費(2,297百万円)及び調査法解剖に要する経費(289百万円)を盛り込んだ。
31	警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。	警察庁	警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。 各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和3年度補正予算では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費(202百万円)を、令和4年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費(3百万円)を盛り込んだ。	警察においては、死体取扱業務において必要がある場合も含めて、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を行うことで、その体制の整備を図っている。 各都道府県警察の科学捜査研究所におけるこれら分析機器等の整備状況等を踏まえ、令和4年度補正予算(第2号)では、薬毒物の分析機器の更新に要する経費(421百万円)を、令和5年度当初予算では、鑑定用標準品の整備に要する経費(3百万円)を盛り込んだ。
32	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。	警察庁	死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。 令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは16万2,959体(94.1%)であった。	死因・身元調査法第5条の規定に基づく検査は、原則として、医師の協力を得て行われることから、警察においては、同検査を適切に実施するためにも、都道府県医師会等との合同研修会等を開催するなどして、検視や死体調査に立ち会う医師との連携を強化するよう努めている。 令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬毒物検査が行われたものは18万4,429体(94.0%)であった。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
33	警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。	警察庁・海上保安庁	警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。 警察庁においては、令和3年7月、日本医師会の主催により開催された都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会において、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死亡時画像診断の実施に協力を得られる病院等の確保について協力を依頼した。 なお、令和3年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,502機関、海上保安部等において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は255機関となっている。 また、令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万6,534体(9.5%)、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは74体(26.8%)であった。	警察及び海上保安庁においては、取り扱った死体について、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施できるよう、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係の強化・構築に努めている。 なお、令和4年4月1日現在、都道府県警察において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は1,381機関(暫定値)、海上保安部等において死亡時画像診断の実施に協力を得られる機関は259機関となっている。 また、令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは1万8,249体(9.3%)、令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、同条の規定に基づく死亡時画像診断が行われたものは77体(21.6%)であった。
34	警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。	警察庁	警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。 身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和3年中の身元不明死体の身元確認件数は191件であった。 なお、令和3年12月31日現在、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,084件、特異行方不明者等のDNA型記録は7,619件であり、令和3年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は69件であった。	警察においては、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築し、以降、その適正かつ効果的な運用を図っている。 身元確認照会システムへの各情報の適切な登録、積極的な活用等により身元確認業務を推進したところ、令和4年中の身元不明死体の身元確認件数は155件であった。 なお、令和4年12月31日現在、DNA型データベースに登録している身元不明死体のDNA型記録は7,465件、特異行方不明者等のDNA型記録は7,987件であり、令和4年中に、DNA型データベースに登録された身元不明死体のDNA型記録が身元確認の端緒となった件数は74件であった。
35	警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。	警察庁	警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。 令和4年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費(3,385百万円)を盛り込んだ。	警察においては、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう、各都道府県警察の科学捜査研究所の鑑定体制の整備を図っている。 令和5年度当初予算では、DNA型鑑定資機材の整備状況等を踏まえて、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に要する経費(3,369百万円)を盛り込んだ。
36	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。 なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了したものの配置に努めている。 令和3年度は、海上保安部署3部署に鑑識官を増員しており、令和3年4月1日現在、全国の海上保安部署148部署のうち、78部署に鑑識官を配置している。	海上保安庁においては、全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等が多い部署を中心に、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする鑑識官の増員を行うなどして、検視等の実施体制の充実を図っている。 なお、鑑識官の配置に当たっては、鑑識上級研修等を修了して検定に合格した者であり、かつ、法医学研修を修了したものの配置に努めている。 令和4年度は、海上保安部署8部署に鑑識官を増員しており、令和4年4月1日現在、全国の海上保安部署148部署のうち、86部署に鑑識官を配置している。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
37	海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。 (再掲) 16参照	海上保安庁		
38	海上保安庁において、引き続き、死体取扱業務に必要な資器材等の整備を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図っている。 令和3年度は、海上保安部署3部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和4年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、84部署に検視室が、83部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。	海上保安庁においては、海上保安部署に、検視室、遺体保存用冷蔵庫等の死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図っている。 令和4年度は、海上保安部署2部署に検視室及び遺体保存用冷蔵庫を整備するなどしており、令和5年3月31日時点で、全国の海上保安部署148部署のうち、86部署に検視室が、84部署に遺体保存用冷蔵庫が整備されている。
39	海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、引き続き、都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案を行う医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。	海上保安庁においては、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するためには、検案を行う医師や大学の法医学教室等の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。
40	海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。 なお、令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは25体(9%)、歯牙の調査が行われたものは17体(6%)であった。	海上保安庁においては、身元不明死体の身元確認を行う際に、遺伝子構造の検査を実施するには大学の法医学教室又は都道府県警察の協力が、歯牙の調査を実施するには歯科医師の協力が必要であることから、各管区海上保安本部の刑事課長等を対象とした会議等の機会を通じて、その協力関係の重要性について周知を図っているほか、地方協議会に積極的に参画したり、都道府県歯科医師会や大学の法医学教室等との合同研修会等に積極的に参加したりするなどして、これら機関・団体との協力関係の強化・構築に努めている。 なお、令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、遺伝子構造の検査が行われたものは29体(8%)、歯牙の調査が行われたものは32体(9%)であった。

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実(法第14条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(検案の実施体制の充実)				
41	関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 (再掲) 27参照	厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁		
42	厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会等が連携して研修内容を充実すること等により、検案に携わる医師の技術向上を図る。 また、厚生労働省において、日本医師会に委託して、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材を提供すること等により、全ての医師の基本的な検案能力の維持・向上を図る。 これらの施策を通じて、警察等の検視・調査への立会い・検案をする医師について、上記研修を受講した者の数を増加させる。 (再掲) 3参照	厚生労働省		
43	厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質向上を図る。 (再掲) 4参照	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
44	厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。 (再掲) 7参照	厚生労働省		
45	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照	厚生労働省		
46	厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。	厚生労働省		
47	検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。 (再掲) 6参照	警察庁・海上保安庁		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
48	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。 令和3年度は、解剖が行われない死体について感染症等の検査を行う場合もその費用を補助できるよう、補助対象を拡充した。また、35都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。	厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。 令和4年度は、事業の活用をより広く促すため、令和3年度まで都道府県に限定していた事業の実施主体を拡大した。また、37都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。
49	厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、引き続き研究を行うとともに、研究成果をとりまとめ、地方公共団体へ還元する。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。 令和3年度は、検案料支払い基準を人件費、旅費、検案費用に分類して積算する方法について検証が行われた。今後、検案に携わる医師等の関係者の意見を聞きながら更なる検討が加えられる予定である。	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討を行っている。 令和4年度は、警察業務に協力または検案の現場を担う医師を対象としてヒアリング調査を行った。
50	厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書（死体検案書）の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。 令和3年度は、死亡診断書等の電子的交付について、法的・技術的課題を整理するとともに、その実証実験に向けた検討が行われたほか、死亡診断書等の様式について、その改善と情報の利活用について検討が行われた。 このほか、同年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。 厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。	厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討を行っている。 令和3年度は、厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)により、「死亡診断書の電子的交付を推進する基盤整備に係る研究」を推進しており、その中で、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。 令和4年度は、死亡診断書等の電子的交付の一連のプロセスにおける課題や留意点を抽出し、技術上・運用上の課題とともに整理を行った。 厚生労働省においては、これらの研究を踏まえつつ、関係省庁と連携して、死亡診断書等の電子的交付について検討を進めている。
51	厚生労働省において、死体検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、引き続き、死体検案に従事する一般臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を全国的に運用し、その普及啓発を図る。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。 令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度から、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。	厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案業務に当たった的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。 令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
52	文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。	文部科学省	文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。 令和3年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。	文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。 令和4年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(解剖等の実施体制の充実)				
53	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照	厚生労働省		
54	厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成22年以降、死因究明体制の推進を図ることを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。 令和3年度は、1県から、感染症対策が施された解剖台の設置に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。	厚生労働省においては、平成22年以降、死因究明体制の推進を図ることを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。 令和4年度は、日本法医学会等を通じて同事業の更なる周知、活用を図った。 その結果、6府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。
55	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 (再掲) 48参照	厚生労働省		
56	文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲) 52参照	文部科学省		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用(法第15条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(薬物及び毒物に係る検査の活用)				
57	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。	厚生労働省		
58	厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。 (再掲) 54参照	厚生労働省		
59	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。	厚生労働省		
60	厚生労働省において、死因究明に係る薬毒物検査における標準品の必要性や、必要とされる標準品が整備される方策について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。	厚生労働省	厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度予算において、新規事業として死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)の実施に要する経費(48百万円の内数)を盛り込んだ。 薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案を行う医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 今後、同事業を推進するとともに、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。	厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)を実施している。 薬毒物検査拠点モデル事業は、大学の法医学教室や検案を行う医師等が連携し、公衆衛生の観点から薬毒物検査を実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。 令和4年度は1大学で同モデル事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、薬毒物検査における標準品の必要性等を含め、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。
61	警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の機関とも連携を図る。 (再掲) 31参照	警察庁		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
62	警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬物検査の充実を図るとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査の確実な実施を図る。	警察庁	警察が死体の取扱いに際して実施する薬物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬物検査キットを活用するなど薬物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。 令和3年中に警察が取り扱った死体17万3,220体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬物検査が行われたものは16万2,959体(94.1%)であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは9,478体(5.5%)であった。	警察が死体の取扱いに際して実施する薬物検査には、死体取扱現場で行われる簡易検査と科学捜査研究所等で行われる本格的な定性検査がある。警察においては、死体取扱現場において、薬物及び毒物を検知することができる簡易薬物検査キットを用いた予試験を徹底することや、複数の簡易薬物検査キットを活用するなど薬物検査の充実を図るとともに、必要があると認めるときは、科学捜査研究所等において、分析機器による本格的な定性検査を実施している。 令和4年中に警察が取り扱った死体19万6,103体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づく薬物検査が行われたものは18万4,429体(94.0%)であり、科学捜査研究所等において分析機器による検査が行われたものは8,611体(4.4%)であった。
63	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。 (再掲) 32参照	警察庁		
64	海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、引き続き、必要があると認めるときは確実に薬物に係る定性検査の実施を図る。	海上保安庁	海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。 令和3年中に海上保安庁が取り扱った死体276体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは53体(19.2%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。	海上保安庁においては、死体の取扱いに際して、死体から採取した体液又は尿中の薬毒物の有無を確認するため、簡易検査キットを用いた薬毒物検査を積極的に実施しているほか、必要があると認めるときは、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託し、薬毒物に係る定性検査を実施している。 令和4年中に海上保安庁が取り扱った死体355体のうち、死因・身元調査法第5条の規定に基づき薬毒物検査が行われたものは45体(12.7%)であり、このうち、都道府県警察又は大学の法医学教室に嘱託して、分析機器による検査が行われたものはなかった。
65	文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲) 52参照	文部科学省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(死亡時画像診断の活用)				
66	厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制整備に必要な協力を行う。 (再掲) 24参照	厚生労働省		
67	厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査等を行うための施設・設備を整備する費用を支援する。 (再掲) 54参照	厚生労働省		
68	厚生労働省において、死体検案において疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断、検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、報酬や備品等必要な費用を支援する。 (再掲) 48参照	厚生労働省		
69	厚生労働省において、日本医師会に委託して、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図る。まずは、当該研修会を受講した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。 (再掲) 7参照	厚生労働省		
70	厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。また、検証した結果に基づき、死亡時画像診断	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
71	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化を図る。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行う。 (再掲) 32参照	警察庁		
72	警察等において、死亡時画像診断の実施に協力を得られた病院との協力関係を強化・構築することにより、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実な死亡時画像診断の実施を図る。 (再掲) 33参照	警察庁・海上保安庁		
73	文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。 (再掲) 52参照	文部科学省		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備(法第16条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
74	関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。 (再掲)28参照	厚生労働省・警察庁・文部科学省・海上保安庁		
75	警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところ、当該システムを適正かつ効果的に運用する。 (再掲)34参照	警察庁		
76	警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。 (再掲)35参照	警察庁		
77	警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所要の準備を進める。	警察庁	警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。	警察においては、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めるなど、所要の準備を行っている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
78	厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認へ活用するための大規模データベースの構築に向けて、「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効率的・効果的に収集するための方策について、関係法令との整合性を図りつつ個人情報等の取扱いも含めて検討するとともに、電子カルテ等への「口腔診査情報標準コード仕様」の実装を推進するため、全国の歯科医療関係者に周知を行うなど、標準化された歯科診療情報を収集・活用するための整備を図る。また、電子カルテ等に保存されている口腔診査情報以外の歯科診療情報の活用の可能性についても検討を行う。	厚生労働省(歯科保健課)	厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様(歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。)の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用したほか、歯科医療関係者を対象とした研修会を開催するなどして、標準コード仕様の周知等を行っている。 また、令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。 引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。	厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様(歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。)の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和3年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。 令和4年度は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施し、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行った。また、歯科情報を活用した身元確認データベースの構築、運用には、データの提供者となる歯科医療機関等の理解等が重要であることから、歯科医療機関等職員を対象に研修を開催し、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行った。 引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。
79	海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築を図る。(再掲)40参照	海上保安庁		

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第17条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
(死因究明により得られた情報の活用)				
80	警察等において、死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。	警察庁・海上保安庁	警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、同法第4条第2項の規定による調査、同法第5条第1項の規定による検査又は同法第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するよう努めている。 令和3年中の、警察における同法第9条の規定に基づく通報件数は1,497件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。	警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、同法第4条第2項の規定による調査、同法第5条第1項の規定による検査又は同法第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報している。 令和4年中の、警察における同法第9条の規定に基づく通報件数は2,045件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。
81	厚生労働省において、関係法令との整合性を図りつつ、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、異状死死因究明支援事業等を通じてその登録件数を拡大する。また、製品事故等の社会的問題を発見した場合には、関係行政機関への速やかな連絡を行う。	厚生労働省	厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報の分析・検証を行う事業を行っている。 令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築した解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムについて、これを利用することが想定される大学の法医学教室や県の知事部局等の意見を聞きながら、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。	令和4年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するためのデータベースについて、各種法令や指針を踏まえ、適切に運用するための具体的手続等について検討を行ったほか、その技術的課題や運用上改善を要する点の有無を明らかにするため、当該データベースを試行的に運用した。
82	厚生労働省において、引き続き、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の質向上を図る。	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
83	警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。 また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を行い、合同研修会等への参画機会の拡充を図る。 (再掲)5参照	警察庁・海上保安庁		
84	死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。 (再掲)9参照	警察庁		
85	検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖・検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。 また、死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。 (再掲)6参照	警察庁・海上保安庁		
86	厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式等について必要な見直しを行うとともに、死亡診断書(死体検案書)の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。 (再掲)50参照	厚生労働省		

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
87	厚生労働省において、予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)の実施体制の整備について試行的に実施しているところ、死亡検証により得られた子どもの死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の在り方について検討を行い、一定の方向性を明らかにする。	こども家庭庁(・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省)	予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。 厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度に7府県(群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県及び高知県)でCDR体制整備モデル事業を開始した。令和3年度は2道県(北海道及び福島県)で新たに同事業を開始しており、令和4年3月末現在、これら9道府県で試行的にCDRの実施体制を整備している。 今後、同事業を推進するとともに、事業の結果を踏まえて、CDRの体制整備に向けた検討を進めていくこととしている。	予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするものである。 厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、都道府県を実施主体としてCDR体制整備モデル事業を開始した。また、CDRの推進に当たっては、CDRそのものについての国民の理解が重要であることから、令和4年度には、新たに広報啓発事業として、CDRの意義、取組等を紹介するシンポジウムを開催するとともに、厚生労働省ウェブサイトにも、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画等を掲載した特設サイトを開設した。 なお、令和5年4月、上記事業については、厚生労働省からこども家庭庁に移管されているが、今後も引き続きCDRの体制整備等に向けた検討を進めていくこととしている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
88	厚生労働省において、地方公共団体による虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。	こども家庭庁	厚生労働省においては、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行った。 今後、その協議結果を踏まえつつ、虐待による児童の死亡事案の情報共有について、関係機関・団体への周知を図ることとしている。	厚生労働省においては、虐待によりこどもが心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行い、令和4年4月に関係機関・団体へ通知を発出して、その周知を行った。 また、児童相談所と医療機関や大学の法医学教室等との連携については、令和4年6月の児童福祉法(昭和23年法律第164号)の改正により、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学(大学の学部を含む。)、児童福祉施設、当該措置に係るこどもが在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないことと規定された。児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関として、「医学に関する大学(大学の学部を含む。)」が規定されたことで、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることが法令上明確にされた。これにより、児童相談所が法医学教室等に対し、児童虐待が疑われるこどもが外傷を負うに至った原因や経緯及び重症度等に関する意見を求めることや、こどもを法医学教室等に同行させることが可能な場合には、全身の診察により児童相談所が把握している傷のほか外傷があるか等についても意見を求めること等を実施することが可能となっている。令和6年4月に施行される当該児童福祉法の改正内容とその趣旨については、令和4年8月に関係機関・団体へ通知して、連携の一層の強化を図っている。
(死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)				
89	司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努める。	警察庁・法務省・海上保安庁	警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。	警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手続が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
90	犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努める。	警察庁・海上保安庁	警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。 また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。	警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第10条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。 また、死体の調査、解剖等に関する手続等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。
91	解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努める。	警察庁・海上保安庁	警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。	警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
92	遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書(死体検案書)の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることを、死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルに記載しているところ、日本医師会等を通じてその旨を周知する。	厚生労働省	厚生労働省においては、医師が死亡診断書(死体検案書)を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルを発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書(死体検案書)の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。 令和3年度は、地方協議会や日本医師会主催の都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等を通じ、各都道府県医師会からの参加者等に対して、遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書又は死体検案書の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることについて、検案に携わる医師への周知を依頼した。	厚生労働省においては、医師が死亡診断書(死体検案書)を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルを発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書(死体検案書)の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。 令和4年度は、同マニュアルを厚生労働省のホームページに掲載してその周知を図った。

「死因究明等推進計画」に基づく取組及び今後の方向性等

(9) 情報の適切な管理(法第18条)

No.	施策	担当省庁	令和3年度における取組(令和4年版白書記載)	令和4年度における取組
93	死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。	厚生労働省・警察庁・法務省・文部科学省・海上保安庁	厚生労働省においては、令和3年度中に開催された地方協議会、日本医師会主催の都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」連絡協議会等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。 文部科学省においては、令和3年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。 警察、検察庁及び海上保安庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。	厚生労働省においては、令和4年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。 文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。 警察、検察庁及び海上保安庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。

死因究明等推進計画の見直しの論点（案）

【主な論点】

1. 死因究明等に関し講ずべき施策

現行計画に基づき、資料 5 及び資料 6 のとおり取組を進めているところ、取組の進捗状況を踏まえ、次期計画での講ずべき施策について、どのように考えるべきか。

2. 死因究明等推進基本法附則における検討事項

死因究明等推進基本法の附則では以下のように規定されており、次期計画の検討と併せて検討する必要がある。

＜附則第 2 条＞

国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

【その他】

以下について、見直しまたは新たな取組の必要性の有無を検討する。

○ 死因究明等の到達すべき水準

死因究明等の推進は、安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会を実現することを目的とし、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、以下に示す水準を目指して行われるものとする。

i) 死因究明等が、政府及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。

ii) 必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。

iii) 全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。

iv) 死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防・治療を始めとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用され、災害・事故・犯罪・虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること。

なお、今後、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態把握を行い、これらの到達すべき水準を満たすために必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。

○ 死因究明等の施策の基本的な考え方

死因究明等に関する施策については、国及び地方公共団体が、法の基本理念にのっとり、到達すべき水準を目指して、法第 10 条から第 18 条までに掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とする。

国は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された具体的な施策を実施する責務を有する。

地方公共団体は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。また、当該施策の実施を推進し、実施状況を検証・評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

なお、ここでいう地方公共団体とは、原則として都道府県を指すが、監察医制度や政令指定都市、中核市の有無等の地域の実情に応じて、市区町村単位で施策の推進や啓発を行う体制を構築すること、都道府県境を超えたより広域で連携を行うことも考えられる。

大学は、法の基本理念にのっとり、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

国、地方公共団体及び大学のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することが求められる。

「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された施策の対象期間は、特に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、本計画策定後 3 年程度を目安とする。

都道府県衛生部局から見える死因究明の取り組み状況等

高知県健康政策部長 家保英隆

1 死因究明等推進計画策定後の状況（令和 3 年～令和 4 年）

1）地方協議会の設置状況等

(1)設置

令和 2 年度末 41 都道府県 → 令和 4 年度末 47 都道府県

(2)情報公開（令和 5 年 5 月 17 日時点、各都道府県 HP より）

地方協議会のホームページ開設 17 都府県

うち 資料公開：14 都府県 議事録概要公開：11 都府県

※ 死因究明等推進地方協議会運営マニュアル（令和 4 年 3 月）

9. 地方協議会等に関する情報公開について

○ 現在、地方協議会の情報をホームページで公表しているのは 10 都府県であるが、資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

2）大学等の法医学教室の医師

(1)全国状況

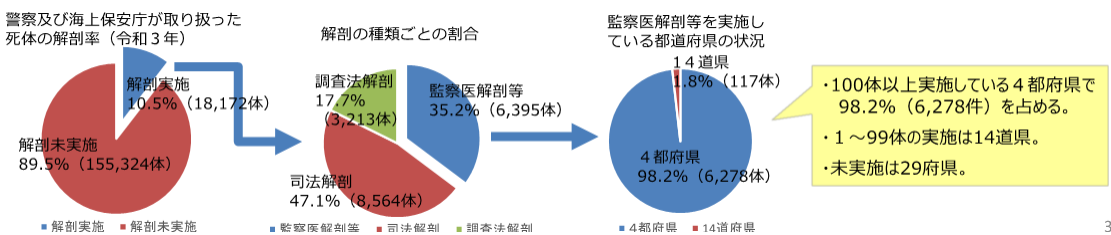
	令和元年 5 月 1 日時点	→	令和 3 年 5 月 1 日時点
常勤職員	148 人	→	158 人
大学院生等	43 人	→	69 人

(2)都道府県別の状況（常勤職員＋大学院生等）

1 人：10 県 2 人：11 県 3 人：5 県 4 人：6 県 5 人未満；32 県
5 人～9 人：11 道府県 10 人未満；43 道府県

2 死因究明の均霑化に向けた今後の取組を考える際に考慮いただきたい点

<前提> 現状の法医学教室医師の状況が次期計画期間中に急激に改善する可能性は低い
<課題> 「令和 4 年度死因究明等推進白書の概要」の 3 ページの記載のように、監察医解剖等の実施を推進するかのような施策の方向は、多くの道府県で対応しがたい。



		都道府県警察における死体取扱状況（令和３年中）								
		取扱死体数 ①	解剖実施数 ②	解剖率（％） ②／①	（再掲）					
					司法解剖 ③	③／① （％）	調査法解剖 ④	④／① （％）	他の解剖 ⑤ 監察医解剖その	⑤／① （％）
1 群	4 都府県	54,783	9,504	17.3	1,320	2.4	1,908	3.5	6,276	11.5
2 群	14 道県	54,312	4,010	7.4	3,243	6.0	650	1.2	117	0.2
3 群	29 府県	64,125	4,509	7.0	3,864	6.0	645	1.0	0	0
全都道府県		173,220	18,023	10.4	8,427	4.9	3,203	19	6,393	3.7

出典；参考資料２の P11 より作表

		都道府県警察における死体取扱状況（令和３年中）					
		取扱死体数 ①	解剖実施数 ②	① 解剖率（％） ②	死亡時画像 診断実施体数 ⑥	⑥ ① （％）	② + ⑥ ① （％）
1 群	4 都府県	54,783	9,504	17.3	1,692	3.1	20.4
2 群	14 道県	54,312	4,010	7.4	5,099	9.4	16.8
3 群	29 府県	64,125	4,509	7.0	9,743	15.2	22.2
全都道府県		173,220	18,023	10.4	16,534	9.5	19.9

出典；参考資料２の P11 より作表

1 群：東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県

2 群：北海道、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、奈良県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県、長崎県、沖縄県

3 群：上記以外

上記のように、監察医解剖等の実施地域（1 群）に比べ、実施されていない地域（2 群、3 群）では、司法解剖の実施割合及び死亡時画像診断の実施割合が高くなっており、重複実施の可能性を無視して解剖率及び死亡時画像診断率の合計は、3 つの群がほぼ同水準である。

上記の現状を踏まえると、監察医解剖等や死亡時画像診断の精度、実施可能性を医学的に評価して、推進計画上に政策的に如何に位置づけるか、ご検討いただきたい。

死因究明等を行う専門的な機関における薬毒物分析の実施体制の整備
死因究明等に関する薬物分析を担う人材の育成

日本法中毒学会 久保 真一（福岡大学）

○ 死因究明等に係る人材の育成等（第 10 条）

＜薬毒物分析に関わる人材の育成：特に薬学教育における＞

- ・ 「薬学教育モデルコアカリキュラム」は、令和 4 年度に改訂され、薬学教育における死因究明に繋がる教育の充実が図られることとなった。

今期は以下の計画の推進を図る必要があると考える。

- ・ 薬剤師国家試験出題基準における、薬毒物中毒、死因究明に関する事項を充実する（厚生労働省）。コアカリの改訂に続いて出題基準の改訂を実施する。

○ 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（第 11 条）

＜薬毒物分析に関する教育及び研究の拠点の整備＞

- ・ 薬学教育と医学教育の連携による、薬毒物分析の人材育成に関する教育・研究拠点を設置する（文部科学省）。
前期推進計画検討時にも意見を述べたが、コアカリキュラムが改訂されたので、今期は教育（研究）拠点の整備を図り、その成果を全国の薬学教育の現場に還元する取り組みを行う。
- ・ 薬物標準品ライブラリーを設置し、薬物検査の精度の向上を図る拠点を整備する。さらに、各死因究明機関における薬物検査のために標準品を提供する（厚生労働省）。

○ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（第 12 条）

○ 死因究明のための死体の科学調査の活用（第 15 条）

- ・ 各自治体に「死因究明センター（仮称）」を設置し、死因究明を行う専門的な機関を整備し、科学的調査が活用できるようにする。
- ・ 国は、自治体の死因究明センターの設置、整備、運営を支援する。マニュアルを作成する。
- ・ 各自治体は、現状をもとに、解剖や薬物分析、死後 CT 検査を実施するのに必要な設備・機器、人材の確保を図る。特に、検案医の確保と処遇については急務と考える。

○ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（第 17 条）

○ 情報の適切な管理（第 18 条）

- ・ 薬物分析結果（薬物名・濃度）のデータベース化：中毒の実態が明らかになるだけでなく、全国の実施状況の把握のためにも重要

2023/5/19 資料

チャイルド・デス・レビュー (予防のための子どもの死亡検証) と 死因究明

名古屋大学医学部附属病院 救急・内科系集中治療部 病院講師
R5子ども家庭科研「子どもの死を検証し予防に活かす包括的制度を確立する
ための研究」班代表

沼口 敦

おことわり

- 本報告は、チャイルド・デス・レビュー（CDR）にかかる研究に携わる一研究者としての、個人的な意見を述べたものです。

チャイルド・デス・レビュー (CDR)

- 子どもの死亡に関する**効果的な予防策を導き出す**ことを目的に、複数の関係機関・専門家が、死亡した子どもの既往歴、家族背景、当該死亡に至った直接の原因等に関する情報を基に行う、当該死亡に関する検証。

省庁／専門家横断的

継続的／網羅的

成果志向的

UNDER-CONSTRUCTION

種々の既存の死亡調査制度

- 子どもの虐待重大事例検証(厚生労働省) 58 (H29)
- 保育事故検証(厚生労働省ほか) 9 (H30)
- 学校事故検証(文部科学省) 21 (H29)
- 自殺といじめとの関連検証(文部科学省) 54 (H28)
- 消費生活用製品に係る重大事故検証(消費者庁ほか) 845 (H29)
- 消費者事故等の原因調査(消費者庁) 45 (H29)
- 医療事故調査制度(厚生労働省) 370 (H29)
- 交通事故調査(交通事故調査分析センター)
- 事業用自動車・航空・鉄道事故調査(国土交通省)

死因究明制度

- 学術団体での検証・検討
- 各施設の各種検証・カンファレンス等

報告者作成

チャイルド・デス・レビュー (CDR)

目的

○ 子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因に関する調査を行うことにより、効果的な予防策を導き出す予防のための子どもの死亡検証(CDR)の実施体制の整備を一部の都道府県で試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

都道府県CDRモデル事業
(厚生労働省、2020～)

内容

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、他機関検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10/10

事業実績

- ◆ 実施自治体数: 9自治体(群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県、福島県、北海道)

「令和3年度 政府が講じた死因究明等に関する施策」
(厚生労働省) より抜粋

課題1：情報収集の精度

A) 関係機関が必要な情報をそもそも十分に収集できていない可能性

≡ **死因究明が不十分である可能性**

B) 関係機関が持つ情報をCDRに十分な形で提供・共有できていない可能性

≡ **死因究明とCDRの連携が不十分である可能性**

→関係機関・担当者の「裁量権」を廃する手続化・ルール化，CDRの理念の明確化，権限や義務の法的根拠などを提案する意見がある。

「子どもの死因検証制度に関する意見：CDR を実現する上での問題：2つの大きな問題と対処の方向性について」
(福岡大学 小佐井 良太氏資料) より抜粋

課題2：個人情報情報の扱い

• 個人情報保護法の適応除外：

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき」

「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」

- 公衆衛生の向上，児童の健全な育成の推進のため特に必要か
- (遺族) 本人の同意*を得ることが困難か
- (遺族) 本人の同意*により遂行に支障を及ぼすおそれがあるか

*: 同意取得にかかる現状調査を予定中

課題3：司法解剖結果の扱い

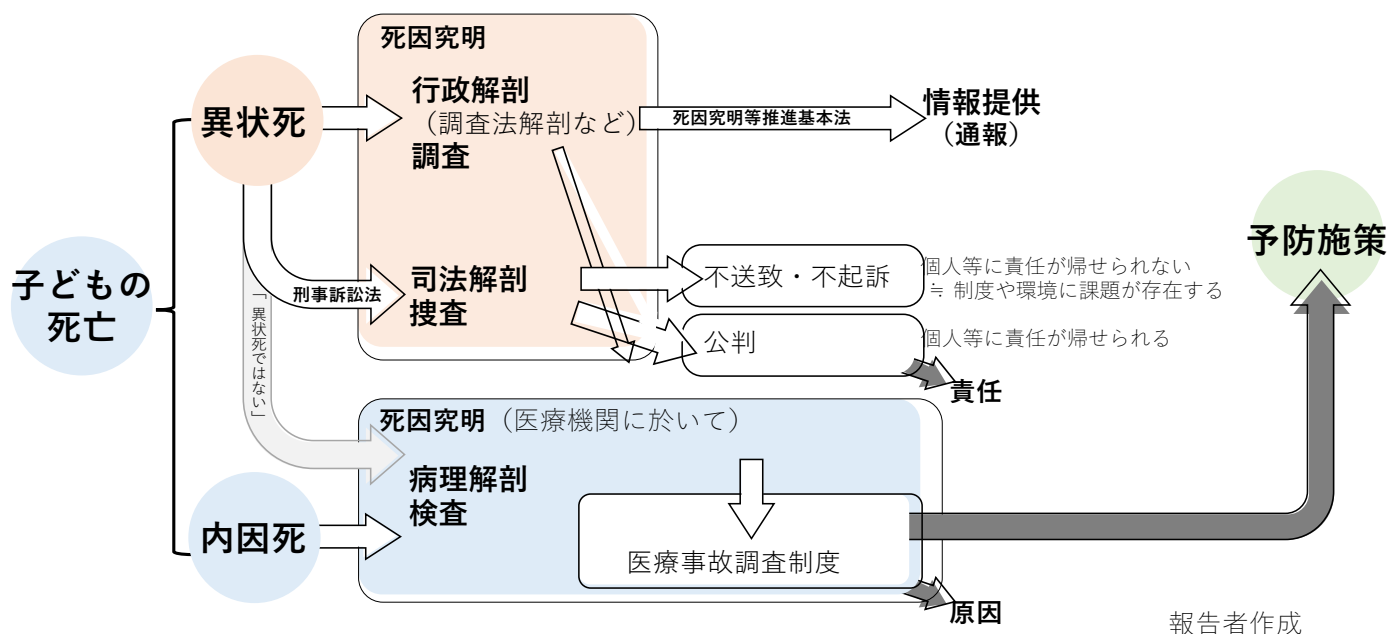
- 現状では「司法解剖はCDRモデル事業の対象外」

対象外				対象内			
犯罪死体		変死体		その他の死体			
対象外				対象内			
司法解剖		行政解剖					
調査法解剖		監察医解剖		承諾解剖			
				その他承諾解剖	系統解剖	病理解剖	食品衛生法解剖 ※一部承諾不要

※検視が行われたもの及び解剖後に捜査が行われたものを除く。

「都道府県Child Death Reviewモデル事業の手引き（第2版）」（厚生労働省）より抜粋

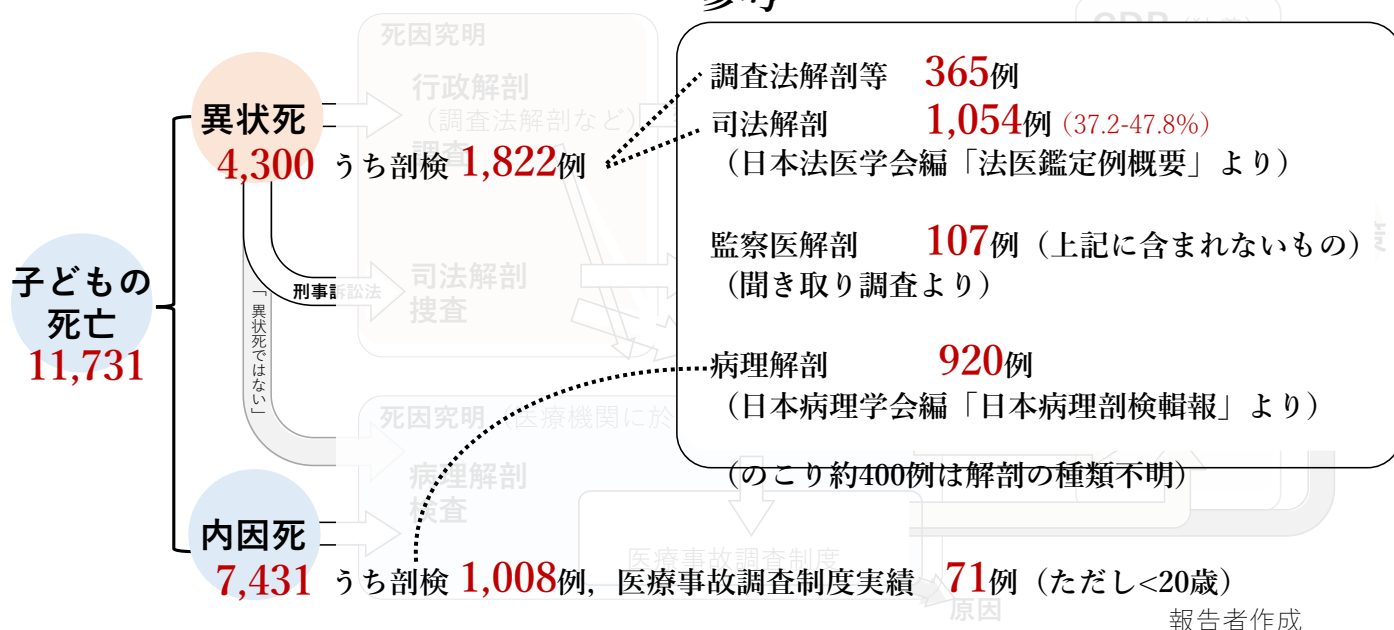
CDRと死因究明



CDRと死因究明

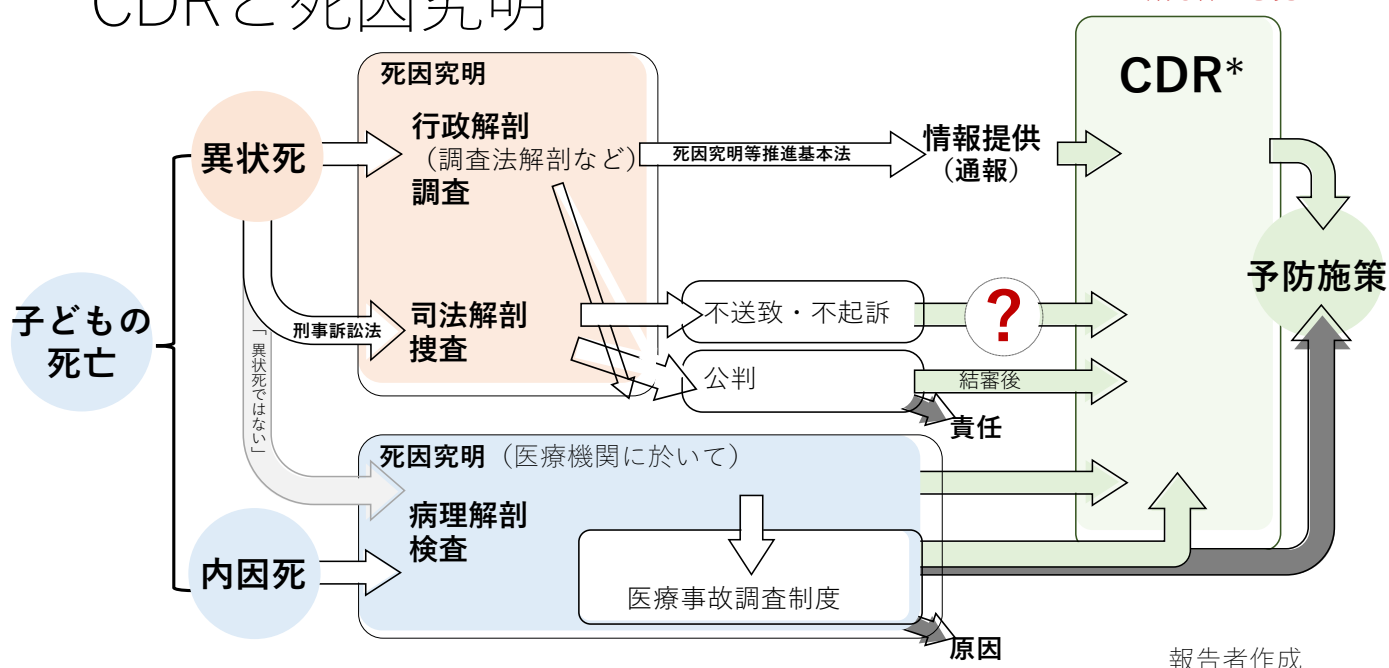
* 赤字は2017-2019年の実数

参考

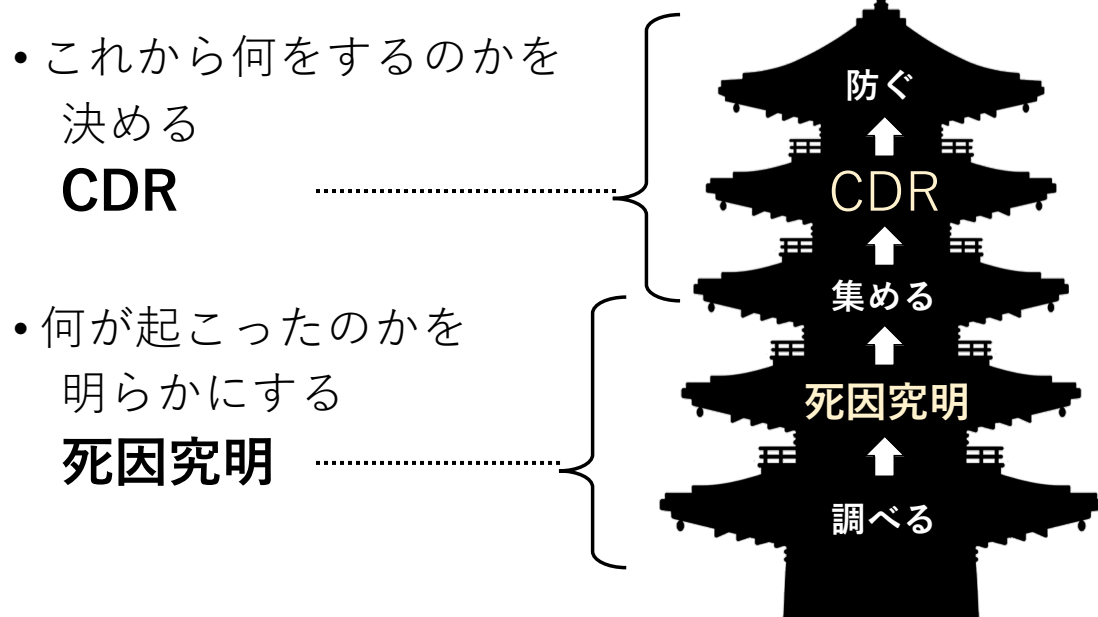


CDRと死因究明

*: 研究者の意見



CDRと死因究明

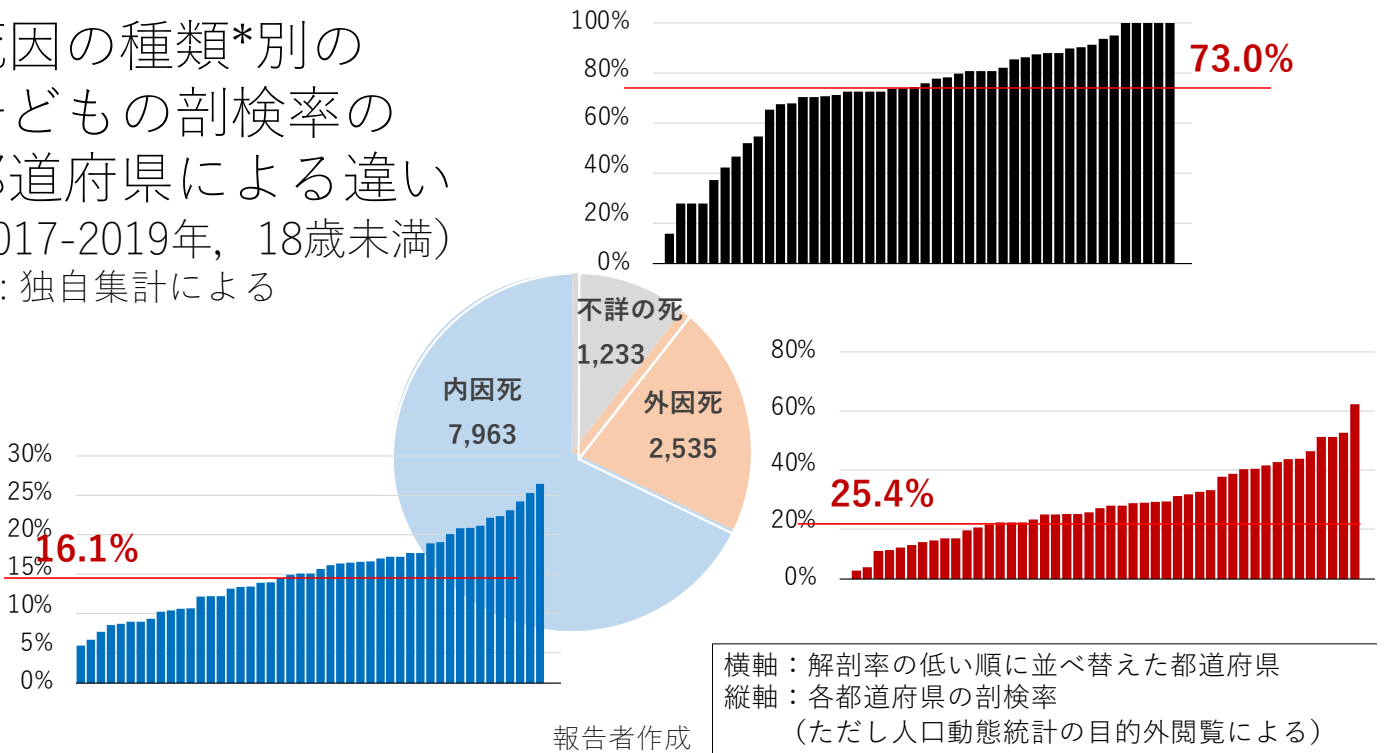


課題4：地域差の解消

- 子どもの死因究明に関して地域差がみられた。
 - 剖検の実施状況（剖検率）の差
 - 剖検の種類の違い
 - 剖検結果を取り扱う医師が異なる＝剖検結果の取り扱い？
 - 司法解剖の割合が異なる＝現状で「扱えない」死亡の割合が異なる
 - 剖検結果の解釈が異なる＝剖検結果の取り扱い？
- 「全国事業としてのCDR」は，地域間の比較によって上記の地域差の解消に貢献できるか。

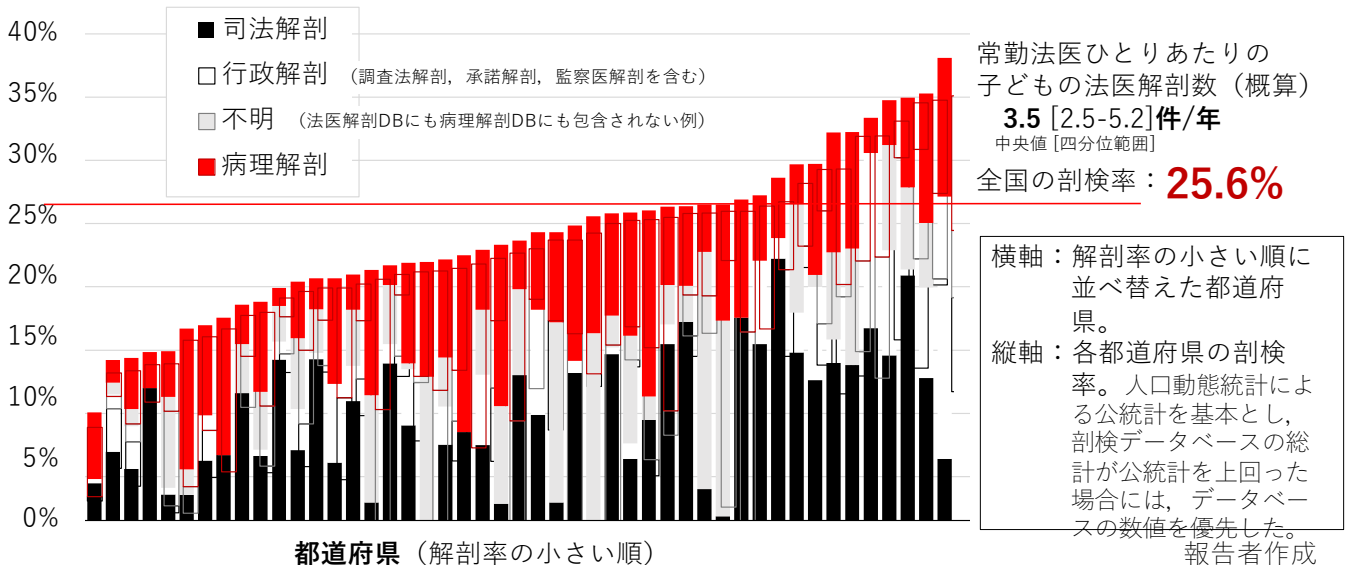
死因の種類*別の 子どもの剖検率の 都道府県による違い (2017-2019年, 18歳未満)

*: 独自集計による



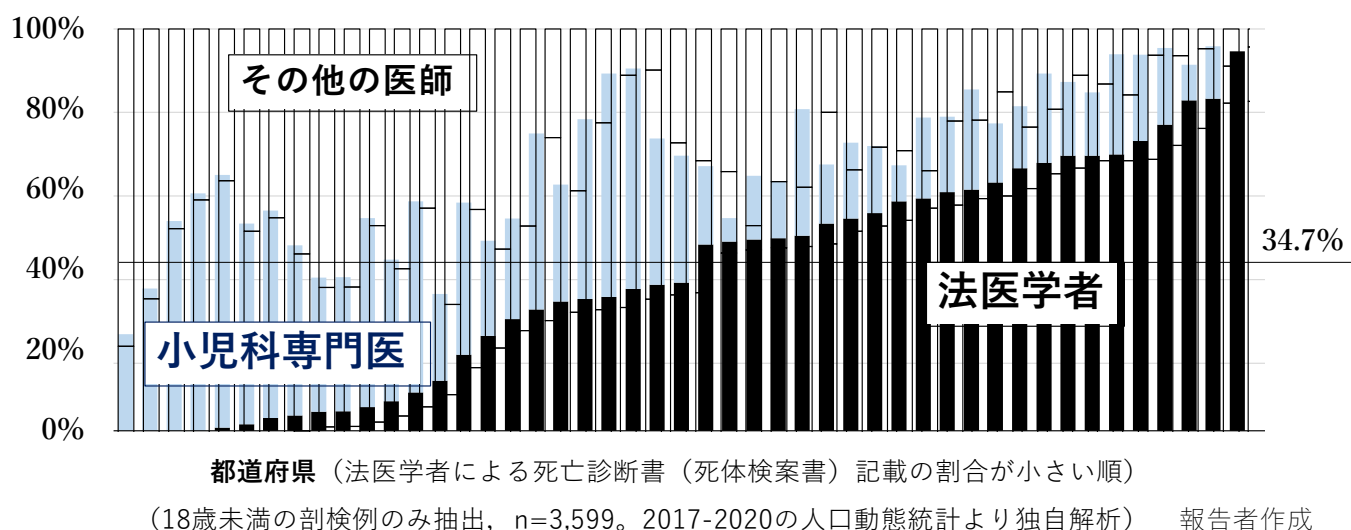
子どもの死因究明に関する地域差

(2017-2019年の18歳未満の剖検率と種類, 都道府県別)



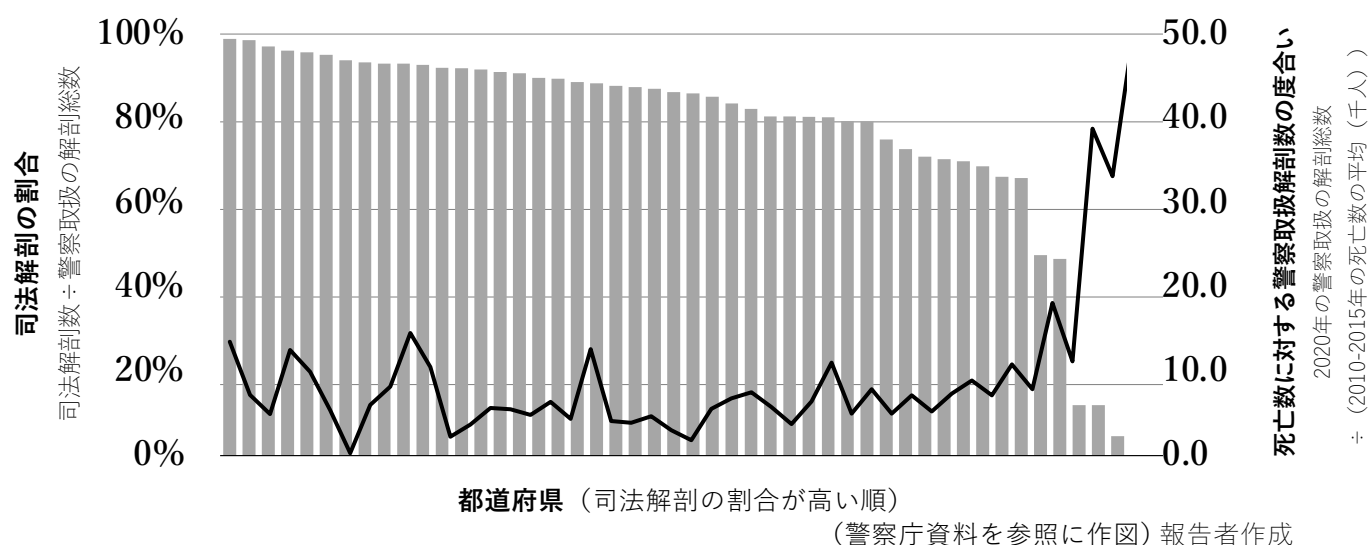
子どもの死因究明に関する地域差

18歳未満の剖検例の死亡診断書（死体検案書）に記載した医師の種別



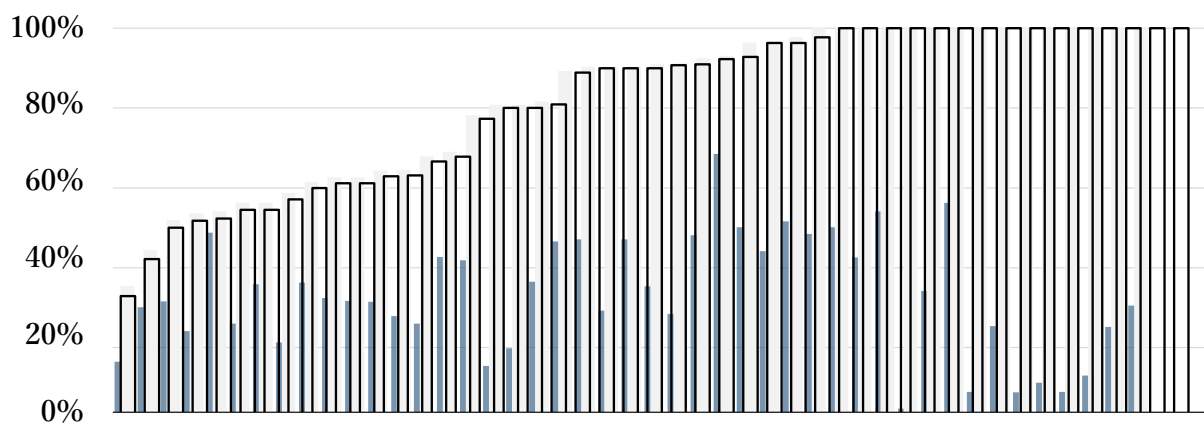
子どもの死因究明に関する地域差

警察取扱解剖のうち司法解剖（全年齢）の割合（2020年）



子どもの死因究明に関する地域差

18歳未満の法医解剖のうち司法解剖の割合(2017-2019年)



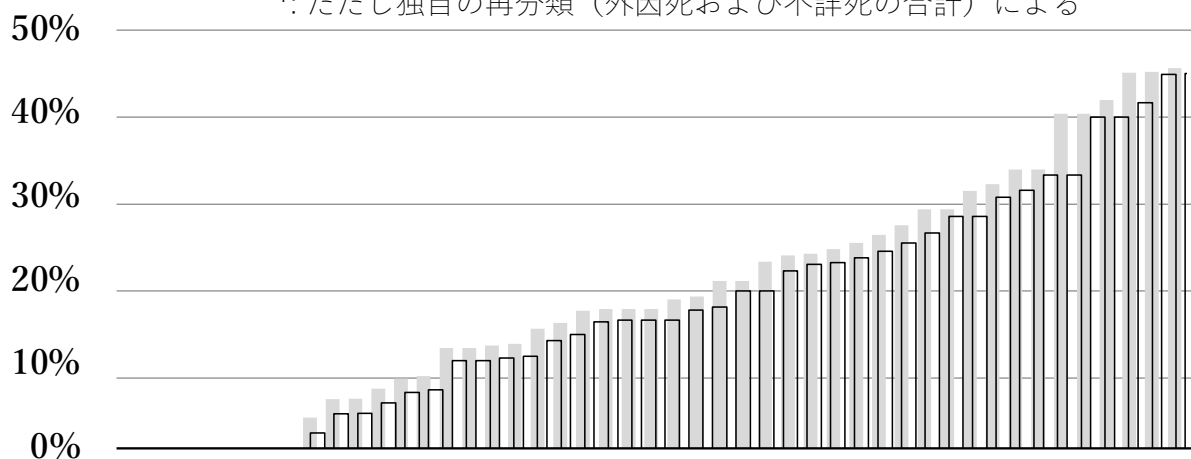
都道府県（司法解剖の割合が小さい順）

（2017-2019の法医鑑定例概要より独自解析，n=1,419）報告者作成

子どもの死因究明に関する地域差

0歳の異状死*のうちSIDSと診断された割合(2017-2020年)

*: ただし独自の再分類（外因死および不詳死の合計）による



都道府県（SIDSと診断された割合が小さい順）

（2017-2020の人口動態統計より独自解析，n=1,807）報告者作成

1. 「人材の育成」について
2. 「施設等の整備」について

1. 「人材の育成」について

- (1) 歯科医師会と警察による合同研修会の実施
- (2) 歯科大学（歯学部）の歯科法医学講座を拠点とした災害歯科コーディネーターの養成
- (3) 歯科法医学講座の新規開設および教育体制の整備

(1) 全国統一のワークフローに基づく、さらに身元確認の高度化に対応するための、歯科医師会と警察による合同研修会の実施に係る財政措置

- デンタルチャートの採取、口腔内写真撮影、X線撮影について、現場の作業手順に基づき訓練を実施する必要がある。
- 照合検索ソフトを活用し、死後記録と生前記録を試験的に入力して 検索するデモンストレーションを実施し、多数の身元不明遺体が発生する事態に備える。

(2) 歯科大学(歯学部)の歯科法医学講座を拠点とした、災害歯科コーディネーターの養成に係る財政措置

- 大規模災害時等における歯科所見による個人識別については、平時に業務を行っている歯科法医学の関係者だけでは対応が困難。東日本大震災においても、殆どは一般の開業歯科医が業務を担った。
- 被災地では何十か所も検案所が設置されることから、検案医および警察担当者と連携して現場の中心となるような、本分野の災害歯科コーディネーターを、相当数養成する必要がある。

(3) 歯科大学(歯学部)における、歯科法医学講座の新規開設および教育体制の整備

- 全国の29歯科大学(歯学部)の中で、歯科法医学講座を有するのは7大学のみであり、さらに首都圏に集中し西日本には1カ所もないのが現状で、偏在の解消が必要である。
- 南海トラフの被害想定から勘案しても、歯科法医学講座の新設が急務である。(歯学部を有する国立大学11校の内、7校が大阪以西にあるが、何れも歯科法医学講座がない。)
- 現在ある歯科法医学講座に所属する常勤教員等は、全国で20名程度に過ぎず、その意味からも歯科法医学の教育体制は極めて脆弱であり、教員数の増強等に係る財政措置が必要である。

2. 施設等の整備について

- (1) 資機材の整備について
- (2) 災害発生後の歯科情報収集システムの確立について
- (3) データベースの構築について

(1) 資機材の整備について

- 身元確認の高度化に資するために、検案所における歯科所見の採取(デンタルチャート記載・口腔内写真撮影・歯科X線撮影)に使用する資機材の整備に係る財政措置が必要。
- 今後起こり得る大規模災害時に備えるためにも、生前情報と死後情報との照合により「絞り込み」を行う、照合検索システムの導入が急務。

宮城県における大震災身元確認ワークフロー および身元確認支援システム

歯科医院などから(行方不明者情報)



生前カルテからデンタルチャートへの変換



生前歯科X線画像デジタルスキャン

検案所での収集
(遺体情報)



歯科記録
用紙

歯科記録
(デンタル
チャートほか)



口腔内写真



ご遺体

防水・防塵・耐衝撃
デジタルカメラ(リコーG700)

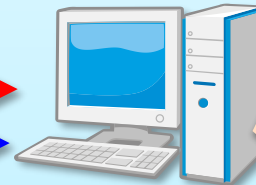


歯科X線画像

ポータブル歯科X線撮影装置
(デキシコADX4000)

宮城県警察本部

身元確認支援
サーバー



CPU: Core i7 3.46GHz
6コア12並列
Memory: 24GB (DDR3)
SSD: 256GB SATA (OS用)
HDD: 2TB SATA (画像用)

生前一死後
対応候補リスト

歯科医師の鑑定
(異同識別)

警察による確定
(顔貌・着衣・所持品・指掌紋・DNA等を総合)

Dental Finder

デンタルチャート
照合システム

生前→死後検索
死後→生前検索

生前・死後データベース

(X線画像, 口腔内写真,
その他の各種資料)

歯科X線画像
照合システム

(MATLABプログラム)
※今後運用予定

①デンタルチャート, ②防水・防塵・耐衝撃カメラ, ③ポータブルX線



(2) 災害発生時の歯科情報収集システムの確立について

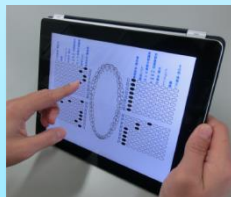
- 発災後に歯科医師の協力の下に、警察が生前歯科情報を人海戦術で収集するのには限界があり、例えば数千体、数万体の身元不明遺体が発生するような状況に対応するためには、歯科情報の標準化および収集システムの確立が急務。
- 具体的には、統一マークシートから読み取りデータ化する方法、タブレット端末などから登録する方法、電子カルテに新たな機能を付与して登録する方法、などによる歯科情報の収集システムを構築するための財政措置が必要。

歯科情報収集の流れ

登録には2種類のケースが存在

- ① 対象者の口腔内所見から、直接、マークシートを記入する場合
- ② 行方不明者のカルテをもとに、所見をマークシートに転記する場合

マークシートの代わりにタブレット端末などを介した登録も可能



記入済み
マークシート

標準デジタルデータ

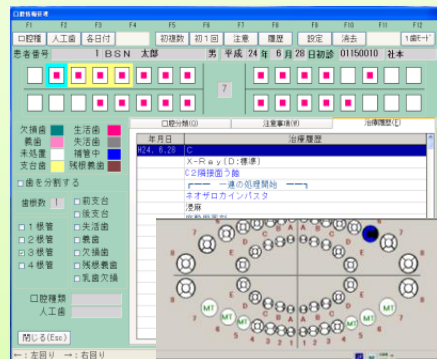
歯科情報登録担当者
(各県歯科医師会・歯科大学ほか)

マークシートを読み取り、
標準デジタルデータへ変換



標準デジタル
データ

歯科情報提供機能を有する
電子カルテによる登録の流れ



マークシート
印刷

記入済み
マークシート

標準デジタル
データ

「マークシートの印刷」と「標準デジタルデータの出力」の両方が可能
(患者ごとに選択可)

歯科情報データ

- ① 災害時に収集(事後方式)
- ② あらかじめ収集(事前方式)

ご遺体から収集した資料の例

歯の状態を5分類

- 1:健全歯・残存歯
- 2:部分修復
- 3:全部修復
- 4:欠損
- 5:情報なし

歯科記録用紙

番号 523

遺体状況
☒上下顎有り (完全)
☐上顎のみ ☐部分
☐下顎のみ (部位)

口腔内状況 (永久歯列)

右上顎

健全歯	1
健全歯	2
健全歯	3
全部鑄造冠	4
アマルガム充填 (○)	5
全部鑄造冠	6
欠損 (欠如) 歯	7
欠損 (欠如) 歯	8

右下顎

欠損 (欠如) 歯	8
全部鑄造冠	7
全部鑄造冠	6
欠損 (ポンティック)	5
全部鑄造冠	4
健全歯	3
健全歯	2
健全歯	1

左上顎

健全歯	1
健全歯	2
健全歯	3
全部鑄造冠	4
メタルインレー (MOL)	5
メタルインレー (OP)	6
レジン充填	7
欠損 (欠如) 歯	8

左下顎

欠損 (欠如) 歯	8
欠損 (部分床義歯)	7
欠損 (部分床義歯)	6
欠損 (部分床義歯)	5
レジン充填 (OP)	4
健全歯	3
健全歯	2
死後脱落の疑い	1

歯牙の有無 (有に)

☒ 1	☒ 1
☒ 2	☒ 2
☒ 3	☒ 3
☒ 4	☒ 4
☒ 5	☒ 5
☒ 6	☒ 6
☒ 7	☒ 7
☒ 8	☒ 8
☒ 9	☒ 9
☒ 10	☒ 10
☒ 11	☒ 11
☒ 12	☒ 12
☒ 13	☒ 13
☒ 14	☒ 14
☒ 15	☒ 15
☒ 16	☒ 16
☒ 17	☒ 17
☒ 18	☒ 18
☒ 19	☒ 19
☒ 20	☒ 20
☒ 21	☒ 21
☒ 22	☒ 22
☒ 23	☒ 23
☒ 24	☒ 24
☒ 25	☒ 25
☒ 26	☒ 26
☒ 27	☒ 27
☒ 28	☒ 28
☒ 29	☒ 29
☒ 30	☒ 30
☒ 31	☒ 31
☒ 32	☒ 32
☒ 33	☒ 33
☒ 34	☒ 34
☒ 35	☒ 35
☒ 36	☒ 36
☒ 37	☒ 37
☒ 38	☒ 38
☒ 39	☒ 39
☒ 40	☒ 40
☒ 41	☒ 41
☒ 42	☒ 42
☒ 43	☒ 43
☒ 44	☒ 44
☒ 45	☒ 45
☒ 46	☒ 46
☒ 47	☒ 47
☒ 48	☒ 48
☒ 49	☒ 49
☒ 50	☒ 50
☒ 51	☒ 51
☒ 52	☒ 52
☒ 53	☒ 53
☒ 54	☒ 54
☒ 55	☒ 55
☒ 56	☒ 56
☒ 57	☒ 57
☒ 58	☒ 58
☒ 59	☒ 59
☒ 60	☒ 60
☒ 61	☒ 61
☒ 62	☒ 62
☒ 63	☒ 63
☒ 64	☒ 64
☒ 65	☒ 65
☒ 66	☒ 66
☒ 67	☒ 67
☒ 68	☒ 68
☒ 69	☒ 69
☒ 70	☒ 70
☒ 71	☒ 71
☒ 72	☒ 72
☒ 73	☒ 73
☒ 74	☒ 74
☒ 75	☒ 75
☒ 76	☒ 76
☒ 77	☒ 77
☒ 78	☒ 78
☒ 79	☒ 79
☒ 80	☒ 80
☒ 81	☒ 81
☒ 82	☒ 82
☒ 83	☒ 83
☒ 84	☒ 84
☒ 85	☒ 85
☒ 86	☒ 86
☒ 87	☒ 87
☒ 88	☒ 88
☒ 89	☒ 89
☒ 90	☒ 90
☒ 91	☒ 91
☒ 92	☒ 92
☒ 93	☒ 93
☒ 94	☒ 94
☒ 95	☒ 95
☒ 96	☒ 96
☒ 97	☒ 97
☒ 98	☒ 98
☒ 99	☒ 99
☒ 100	☒ 100

口腔内所見

位置、歯数異常 ☐ 埋伏歯 ☐ 転位歯 ☐ 傾斜歯 ☐ 過剰歯 ☐ 捻転歯 ☐ 歯間離開 ☐ その他 部位	形態異常 ☐ 彎曲歯 ☐ 癒合歯 ☐ 矮小歯 ☐ 円錐歯 ☐ 發育不全歯 ☐ その他 部位	咬合関係 ☐ 正常または 上顎前突 ☐ 切端咬合 ☐ 反対咬合 ☐ 交叉咬合 (左・右) ☐ その他・不明	口腔衛生状態 ☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 判断不可 歯石沈着 ☐ 無し ☐ 判断不可 ☐ 有り ☐ 色素沈着 部位	写真撮影 ☐ 未 整理番号 印象採得 ☐ 未 ☐ 済 整理番号	X線写真撮影 ☐ 未 ☐ 済 整理番号 X線写真撮影部位 計 2 / 枚 87654321 12345678 87654321 12345678
--	--	---	---	--	--

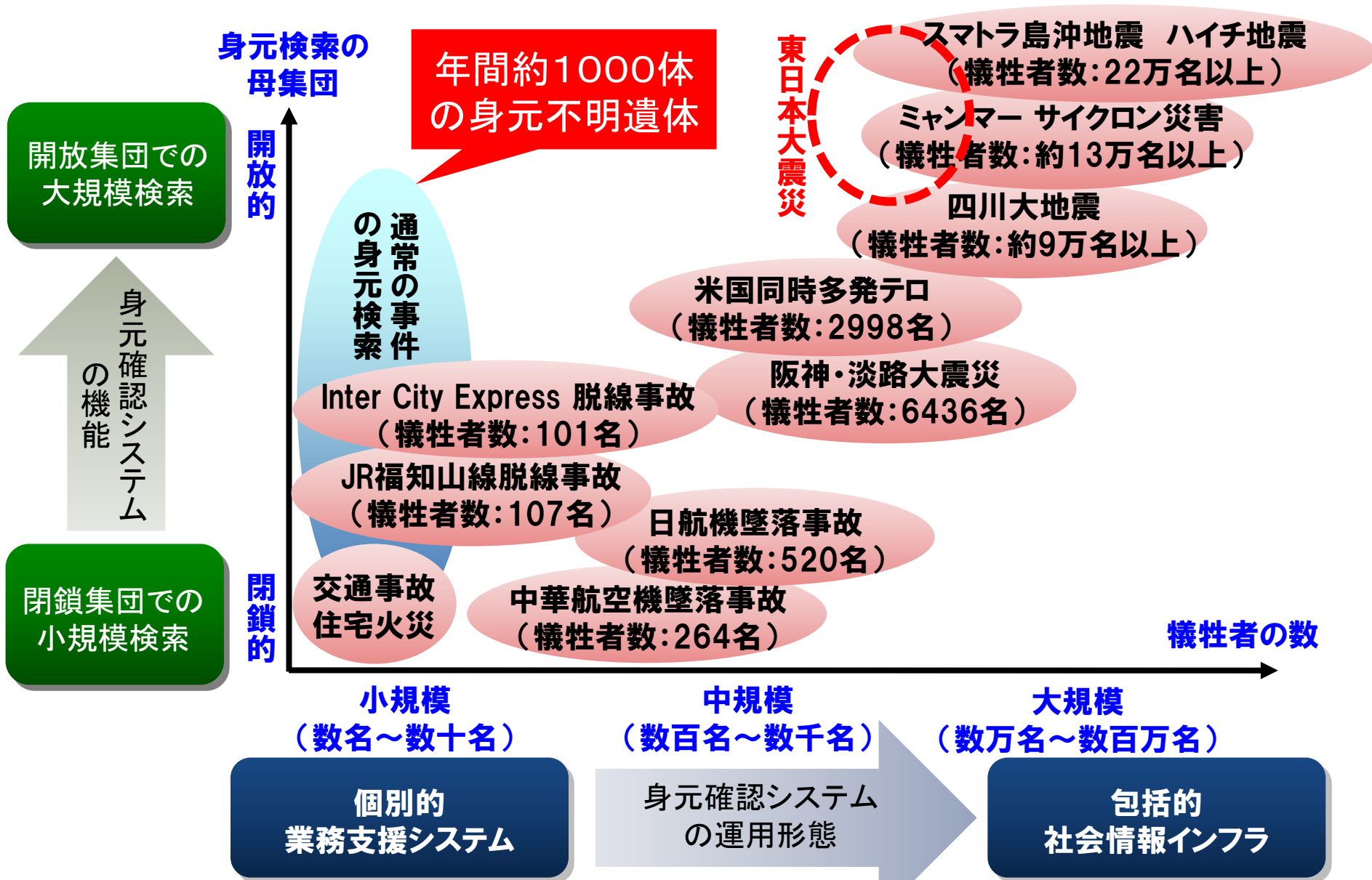
その他の所見

11 近接に隅角部破折あり

(3) データベースの構築について

- 平成24年7月の死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果の「身元確認の高度化」の部分に、「現在、警察において行っている身元不明死体の情報と行方不明者の情報との対照の仕組みに、DNA型や歯科所見の情報を付加することによる身元確認の高度化について検討を進めている。」と明記されている。これを直ちに実施に移すべき。
- 本会議の検討項目に、「身元確認に係るデータベースの整備について」がある。(死因究明等の推進に関する法律第6条第1項第7号関係)また、平成24年8月の日本法医学会「死因究明二法に関する提言」に、「生前の歯科所見のデータベース化の推進がより一層強く望まれる。」とある。例えば、新たに設置される死因究明機関に、データベース化に伴う設備や人員を設置するなどについて、本検討会において、データベース化に向けた具体的な方向性を示すべき。

身元確認を支援するシステムの適用範囲



身元確認に用いられる生体特徴

	遺体損傷 に対する 耐性	精度	コスト	時間	生前データ ベースの 受容性
顔	×	△	◎	◎	△
指紋・掌紋	×	◎	○	○	×
歯	◎	◎	○	○	◎
DNA	◎	◎	△	△	×

死因究明等推進本部

- 死因究明等推進基本法(第20条～29条)に基づき設置。
- 死因究明等推進計画(基本法第19条)の案の作成を行う。

○構成員

- ・本部長：厚生労働大臣
- ・本部員：総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(こども政策担当)
有識者 4名

○構成員のほか、専門委員及び事務局を設置

- ・専門委員：有識者 17名
- ・事務局
 - 事務局長：医政局長
 - 参事官：医政局医事課長
 - 企画官：医政局医事課死因究明等企画調査室長

○令和5年度第1回推進本部を5月8日～11日に持ち回り開催し、以下について本部決定(令和5年5月11日付)。

- ・ 死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について

死因究明等推進計画の見直しに向けた検討

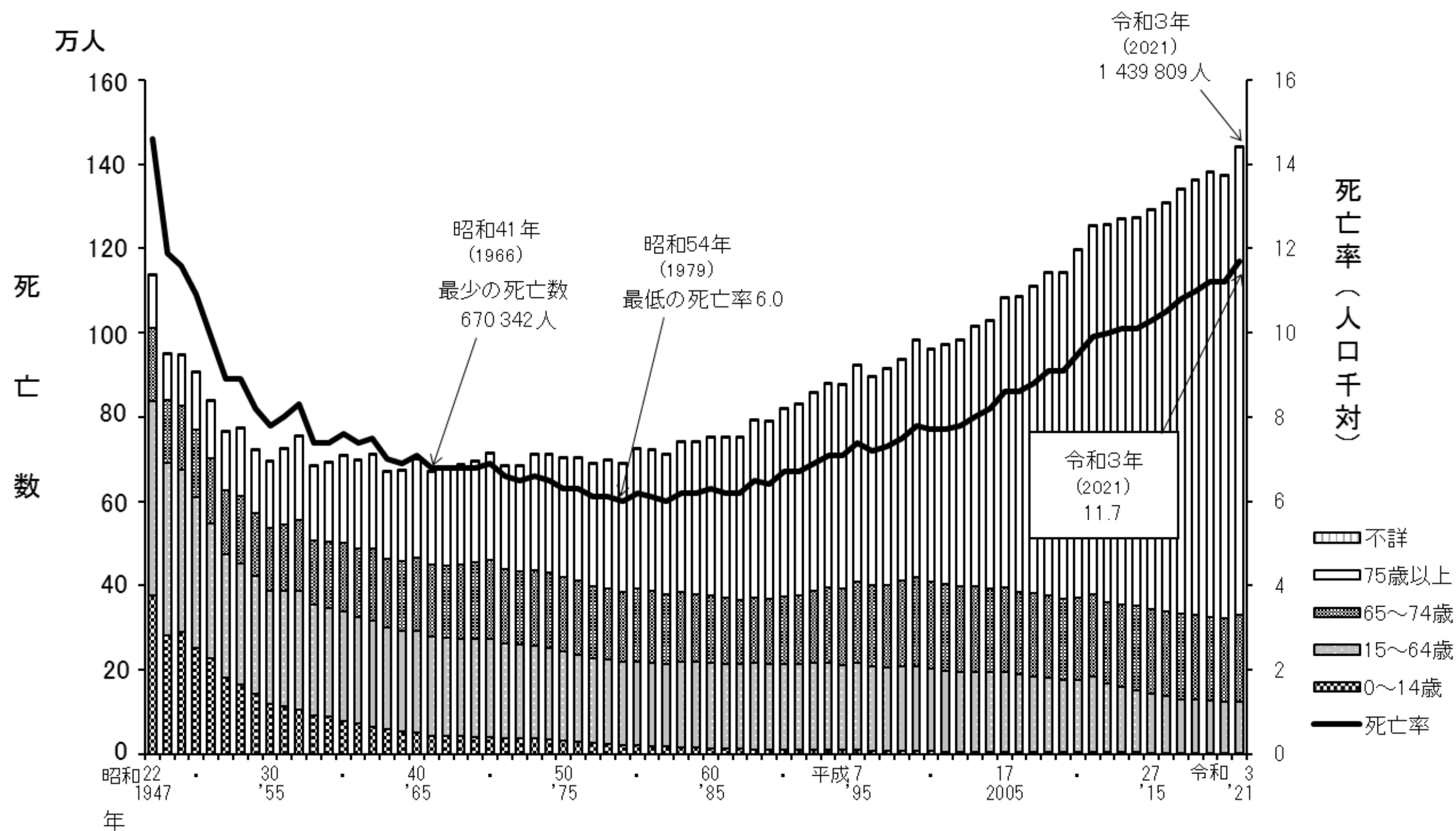
死因究明等推進計画検証等推進会議

- 「死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について」(本部決定)に基づき設置。
- 死因究明等推進計画の見直し案の作成に資する報告書を取りまとめる。
- 座長は本部長が指名(佐伯 専門委員)。
- 構成員：計**17名**
- 必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席が可能。

死因究明等の推進に関する基礎資料

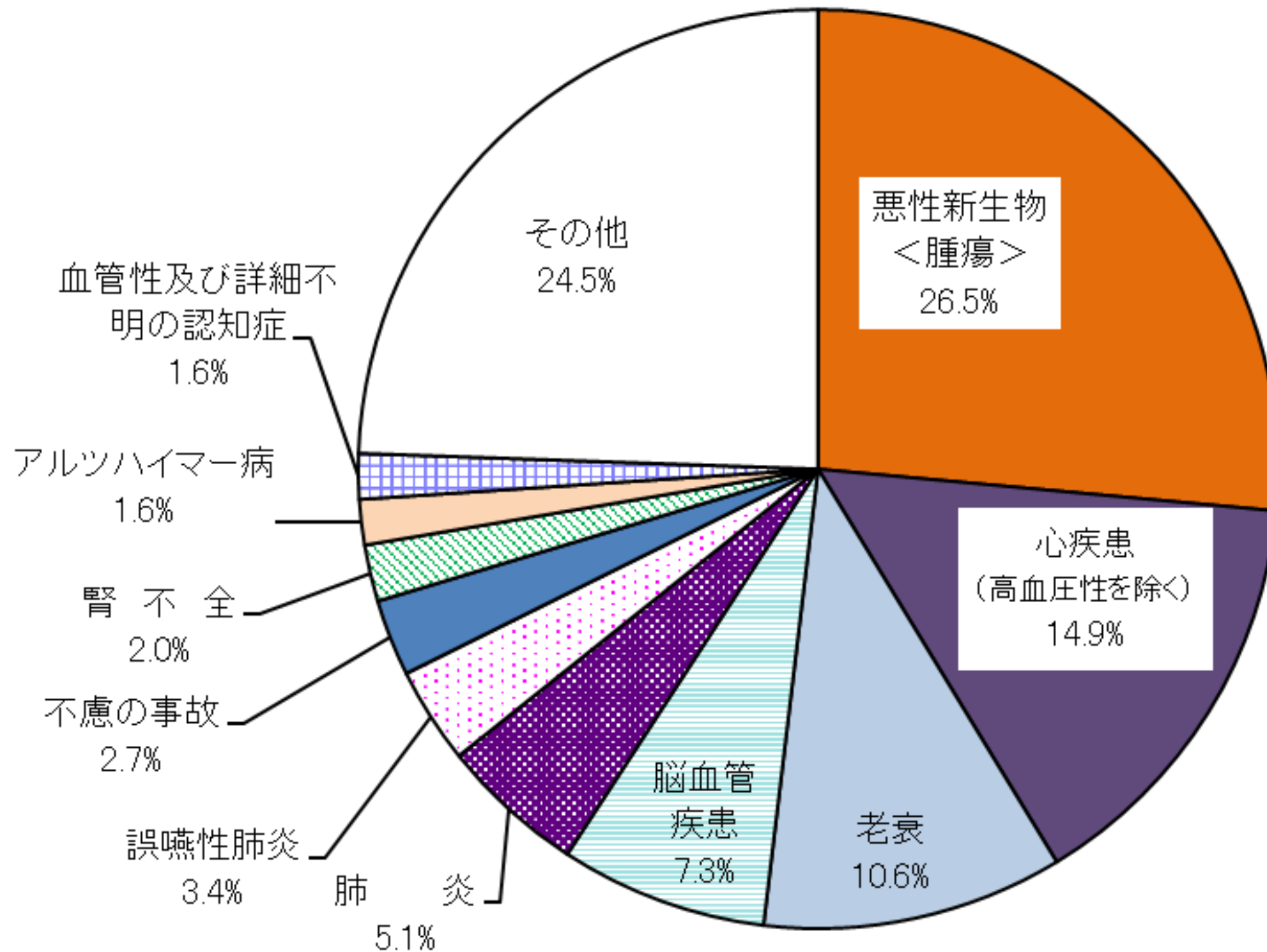
厚生労働省死因究明等推進本部事務局

死亡数及び死亡率(人口千対)の年次推移—昭和22年～令和3年



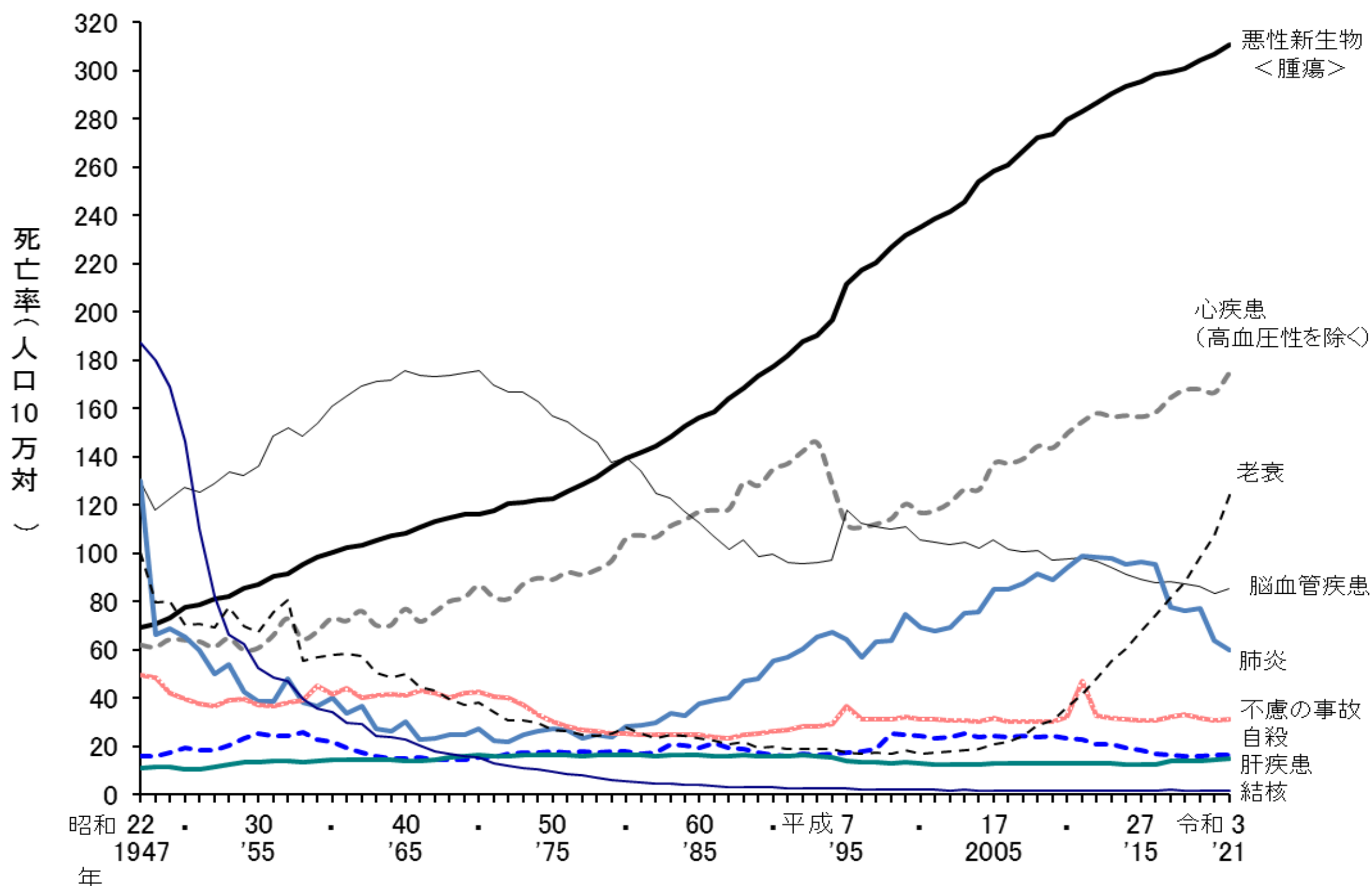
出典：令和3年(2021)人口動態統計月報年計（概数）の概況（厚生労働省）

主な死因の構成割合（令和3年（2021））



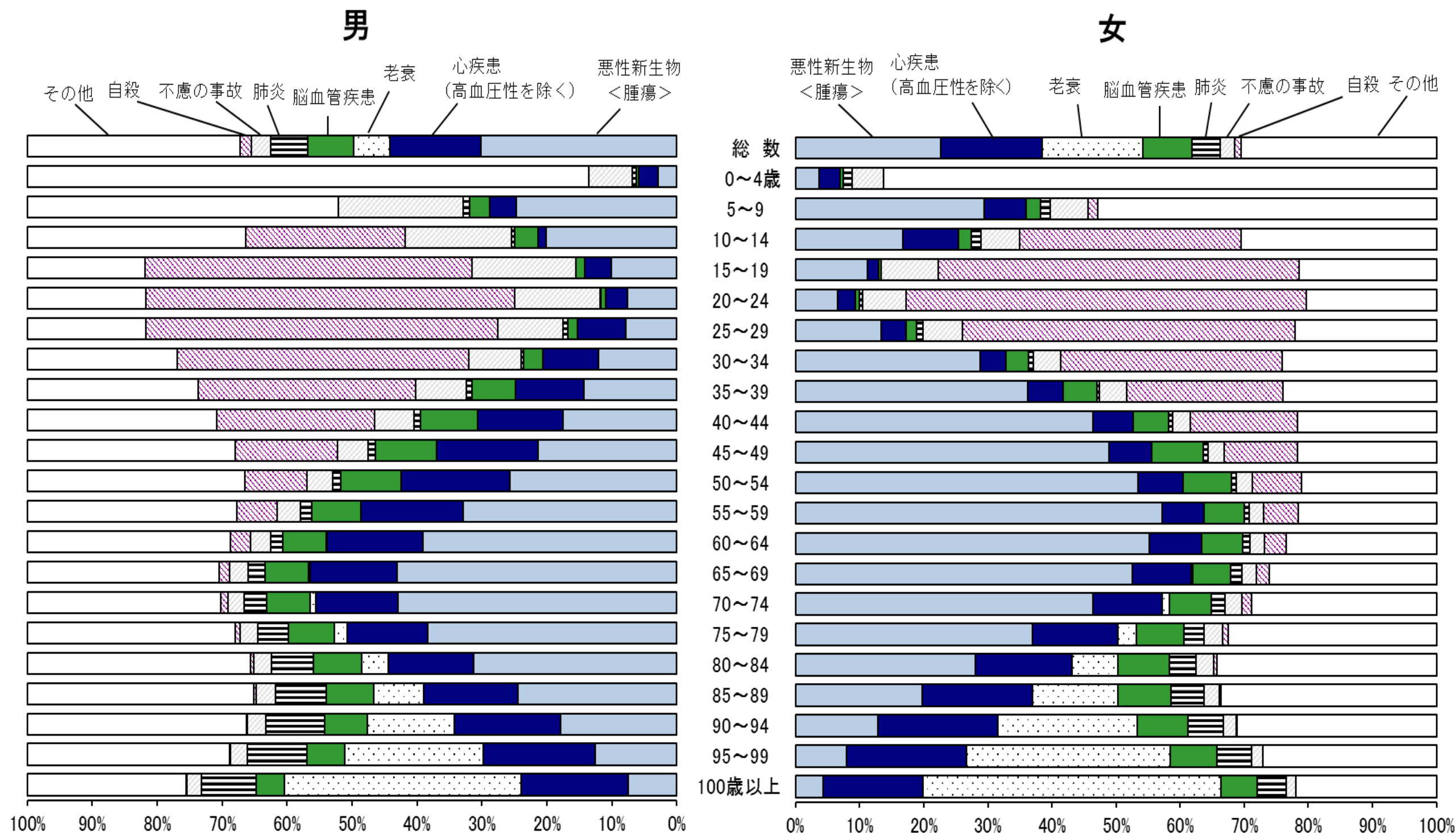
出典：令和3年(2021)人口動態統計月報年計（概数）の概況（厚生労働省）

主な死因別にみた死亡率(人口10万対)の年次推移



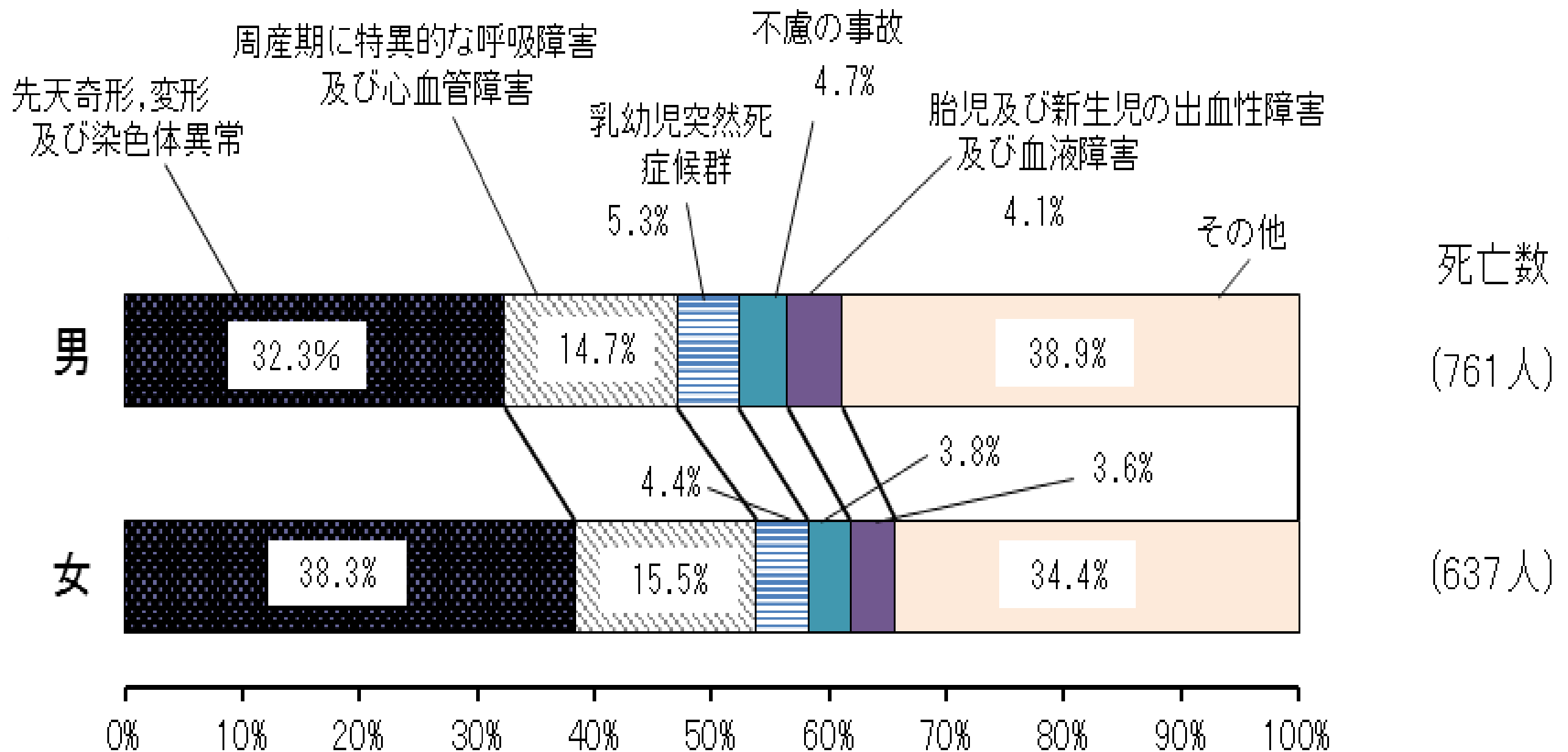
- 注：1) 平成6年までの「心疾患(高血圧性を除く)」は、「心疾患」である。
 2) 平成6・7年の「心疾患(高血圧性を除く)」の低下は、死亡診断書(死体検案書)(平成7年1月施行)において「死亡の原因欄」には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。
 3) 平成7年の「脳血管疾患」の上昇の主な要因は、ICD-10(平成7年1月適用)による原死因選択ルールの特長によるものと考えられる。
 4) 平成29年の「肺炎」の低下の主な要因は、ICD-10(2013年版)(平成29年1月適用)による原死因選択ルールの特長によるものと考えられる。

性・年齢階級別にみた主な死因の構成割合（令和3年（2021））



出典：令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)

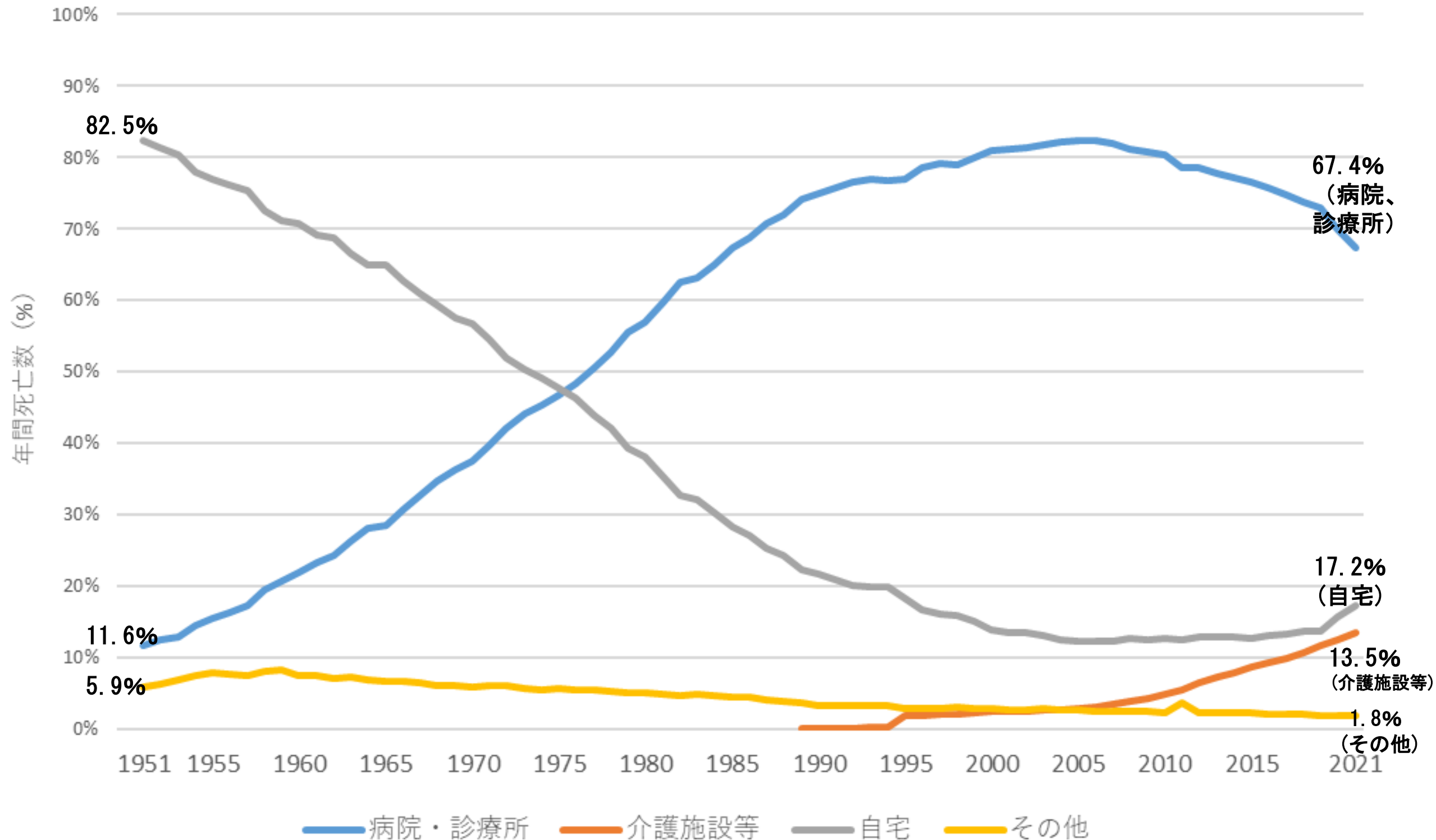
乳児死亡の主な死因の構成割合（令和3年（2021））



乳児死亡：生後1年未満の死亡

出典：令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)

死亡場所の推移



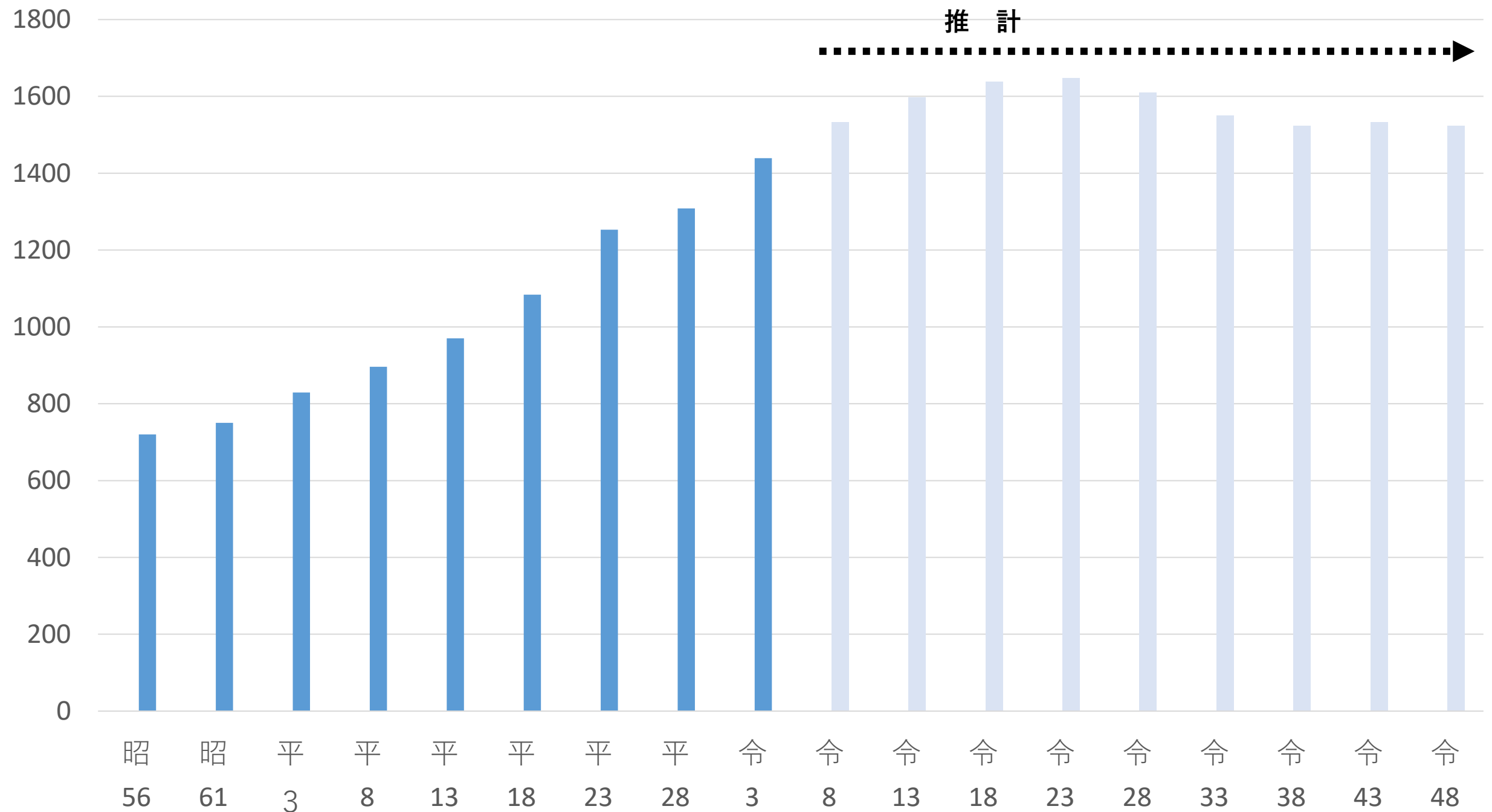
厚生労働省 令和3年 人口動態統計 主要統計表（死亡）第5表 死亡の場所別にみた死亡数・構成割合の年次推移から作成

※介護施設等とは、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム。介護老人保健施設は1989年から、介護医療院は2018年から、老人ホームについては1995年から独立した項目として集計を取り始めたもの

（1994年までは老人ホームでの死亡は自宅又はその他に含まれる）

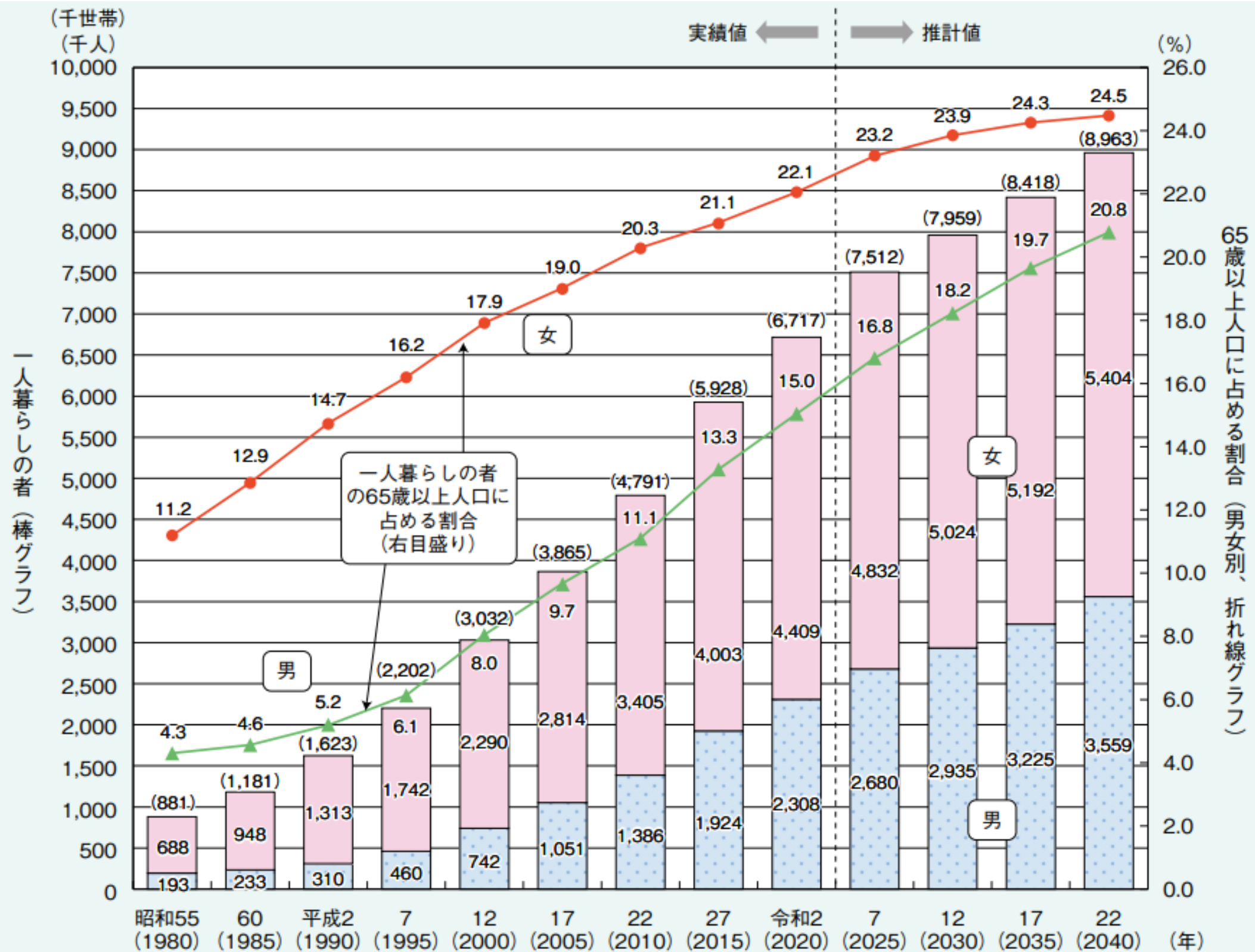
死亡数の動向及び将来推計

(千人)



令和3年以前は厚生労働省 令和元年 人口動態統計 月報年計 図4死亡数及び死亡率(人口千対)の年次推移から作成
 令和8年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位・死亡中位)による推計結果から作成

65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018(平成30)年推計)による世帯数

(注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯(1人)」のことを指す。

(注2) 棒グラフ上の()内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計

(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

死因究明等推進施策関係予算状況調べ(令和5年度予算額)

(単位:千円)

	内 容	令和5年度 予算額
警察庁	小 計	3,221,259
	司法解剖に要する経費	2,296,712
	検視に要する経費	159,689
	死体の調査及び検査に要する経費	386,617
	死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費	288,954
	死体関連初動捜査の推進に要する経費	1,098
	検視支援装置の整備に要する経費	25,247
	遺体保冷库の整備に要する経費	2,338
	死体取扱業務に係る教養に要する経費	50,975
	身元確認のための歯牙鑑定に要する経費	9,629
法務省	小 計	136,718
	司法解剖に伴う経費	133,570
	検視に要する経費	3,148
文部科学省	小 計	40,000
	基礎研究医養成活性化プログラム	40,000
厚生労働省	小 計	262,357
	死因究明拠点整備モデル事業	47,507
	死亡時画像診断システム等整備事業	医療施設等設備整備費補助金(2,068,314千円)及び医療施設等施設設備費補助金(2,949,208千円)の内数
	異状死死因究明支援事業	115,861
	異状死死因究明支援事業等に関する検証事業(※)	10,494
	死体検案講習会事業	19,526
	死亡時画像読影技術等向上研修事業	11,235
	監察医制度の在り方に関する検討会費	464
	死体検案医を対象とした死体検案相談事業	36,498
	歯科情報のデータベース構築に係る検証事業	15,339
	災害歯科保健医療チーム養成支援事業(歯科分野)	5,433
こども家庭庁	小 計	111,775
	予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)体制整備モデル事業	111,775
	予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業	母子保健衛生対策推進事業委託費(283,716千円)の内数
海上保安庁	小 計	103,319
	解剖経費	45,518
	死亡時画像診断経費	4,190
	歯牙鑑定経費	1,046
	検視等医師立会経費	921
	死因究明等に係る研修経費	9,175
	検視及び死体の調査・検査等に要する経費	42,469
	(内数としているものを除く。) 総 計	3,875,428

※ 令和4年度から、デジタル庁において一括計上。

都道府県警察における死体取扱状況（令和3年中）

都道府県								うち 薬毒物検査 の実施体数	うち 死亡時画像 診断の実施体数
	死体取扱数	うち 検視官 臨場数	検視官 臨場率	うち 解剖実施体数	うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖		
全国	173,220	139,792	80.7%	18,023	8,427	3,203	6,393	162,959	16,534
北海道警察	8,273	7,114	86.0%	881	820	59	2	7,864	2,526
青森県警察	2,252	2,100	93.3%	297	293	4	0	2,193	259
岩手県警察	1,764	1,666	94.4%	114	106	8	0	1,640	31
宮城県警察	3,176	2,835	89.3%	327	238	89	0	2,884	134
秋田県警察	1,307	1,307	100.0%	121	77	44	0	1,209	82
山形県警察	1,617	1,459	90.2%	131	78	53	0	1,516	325
福島県警察	2,720	2,567	94.4%	125	111	14	0	2,634	1,576
茨城県警察	4,269	3,826	89.6%	271	205	37	29	3,954	170
栃木県警察	3,197	2,376	74.3%	169	126	42	1	3,171	145
群馬県警察	2,825	2,714	96.1%	98	86	12	0	2,718	463
埼玉県警察	10,145	8,274	81.6%	438	402	26	10	9,133	243
千葉県警察	9,139	8,456	92.5%	498	408	79	11	8,761	300
警視庁	22,390	13,353	59.6%	3,653	171	674	2,808	21,689	1,021
神奈川県警察	12,480	7,056	56.5%	3,245	459	734	2,052	11,422	350
新潟県警察	3,203	2,327	72.7%	166	150	9	7	3,166	115
富山県警察	1,415	1,415	100.0%	176	156	20	0	1,359	17
石川県警察	1,338	1,289	96.3%	163	158	5	0	1,278	80
福井県警察	1,220	1,149	94.2%	83	78	5	0	1,195	262
山梨県警察	1,102	1,102	100.0%	86	83	3	0	1,039	585
長野県警察	2,471	2,054	83.1%	179	179	0	0	2,305	368
岐阜県警察	2,344	1,929	82.3%	124	111	13	0	2,190	255
静岡県警察	4,165	3,706	89.0%	204	176	23	5	3,992	297
愛知県警察	7,801	6,404	82.1%	413	339	74	0	7,161	1,231
三重県警察	2,460	2,141	87.0%	120	111	9	0	2,354	51
滋賀県警察	1,692	1,561	92.3%	154	112	42	0	1,524	154
京都府警察	2,928	2,857	97.6%	263	211	52	0	2,547	892
大阪府警察	14,294	9,122	63.8%	843	472	108	263	13,319	77
兵庫県警察	5,619	5,390	95.9%	1,763	218	392	1,153	5,559	244
奈良県警察	1,915	1,746	91.2%	200	176	23	1	1,851	54
和歌山県警察	1,460	1,299	89.0%	201	133	68	0	1,265	76
鳥取県警察	979	979	100.0%	65	45	20	0	952	145
島根県警察	887	842	94.9%	108	77	28	3	850	77
岡山県警察	2,423	2,342	96.7%	163	123	38	2	2,205	284
広島県警察	3,253	2,902	89.2%	104	99	5	0	3,058	276
山口県警察	2,185	2,057	94.1%	143	104	37	2	2,141	80
徳島県警察	965	964	99.9%	80	75	5	0	938	259
香川県警察	1,421	1,344	94.6%	93	79	14	0	1,360	189
愛媛県警察	1,970	1,920	97.5%	132	115	17	0	1,864	197
高知県警察	1,167	1,133	97.1%	85	77	8	0	1,022	94
福岡県警察	5,730	4,617	80.6%	365	345	20	0	5,601	318
佐賀県警察	1,025	1,012	98.7%	82	75	5	2	997	124
長崎県警察	1,543	1,321	85.6%	173	167	2	4	1,495	500
熊本県警察	2,173	1,809	83.2%	117	116	1	0	1,751	536
大分県警察	1,253	1,189	94.9%	67	58	9	0	1,089	299
宮崎県警察	1,362	1,360	99.9%	74	65	9	0	1,196	317
鹿児島県警察	1,960	1,634	83.4%	152	130	22	0	1,760	272
沖縄県警察	1,943	1,773	91.3%	514	234	242	38	1,788	184

※ 検視官とは、原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家をいう。

※ 死体取扱数には交通関係及び東日本大震災による死者は含まない。

※ 薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

※ 薬毒物検査の実施体数には、簡易薬毒物検査キットによる検査のほか、分析機器による検査を行ったものも含まれる。

海上保安庁における死体取扱状況（令和3年中）

管区 海上保安本部	死体取扱数	うち 鑑識官 臨場数	鑑識官 臨場率	うち 解剖実施 体数				うち 薬毒物検査 の実施体数	うち 死亡時画像診断 の実施体数
					うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖		
全国	276	127	46.0%	149	137	10	2	53	74
第一管区 海上保安本部	16	11	68.8%	5	5	0	0	4	8
第二管区 海上保安本部	21	13	61.9%	12	10	2	0	0	3
第三管区 海上保安本部	47	21	44.7%	30	24	5	1	6	11
第四管区 海上保安本部	15	0	0.0%	4	4	0	0	5	7
第五管区 海上保安本部	28	6	21.4%	22	21	0	1	0	0
第六管区 海上保安本部	36	8	22.2%	16	16	0	0	7	8
第七管区 海上保安本部	40	22	55.0%	14	14	0	0	17	17
第八管区 海上保安本部	16	16	100.0%	11	11	0	0	1	3
第九管区 海上保安本部	11	9	81.8%	5	5	0	0	3	4
第十管区 海上保安本部	19	19	100.0%	6	6	0	0	10	13
第十一管区 海上保安本部	27	2	7.4%	24	21	3	0	0	0

- ※ 第一管区海上保安本部が所轄する区域は、北海道である。
- ※ 第二管区海上保安本部が所轄する区域は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県である。
- ※ 第三管区海上保安本部が所轄する区域は、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県である。
- ※ 第四管区海上保安本部が所轄する区域は、岐阜県、愛知県及び三重県である。
- ※ 第五管区海上保安本部が所轄する区域は、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県の一部、和歌山県、徳島県及び高知県である。
- ※ 第六管区海上保安本部が所轄する区域は、岡山県、広島県、山口県の一部、香川県及び愛媛県である。
- ※ 第七管区海上保安本部が所轄する区域は、山口県の一部、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県である。
- ※ 第八管区海上保安本部が所轄する区域は、福井県、京都府、兵庫県の一部、鳥取県及び島根県である。
- ※ 第九管区海上保安本部が所轄する区域は、新潟県、長野県、富山県及び石川県である。
- ※ 第十管区海上保安本部が所轄する区域は、熊本県、宮崎県及び鹿児島県である。
- ※ 第十一管区海上保安本部が所轄する区域は、沖縄県である。
- ※ 鑑識官とは、鑑識業務及び死体取扱業務に係る事務を職務とする海上保安官をいう。
- ※ 薬毒物検査の実施体数及び死亡時画像診断の実施体数は、死因・身元調査法の規定に基づいて実施したものを計上している。

法医学教室における体制及び死体取扱状況

都道府県	令和3年5月1日時点			令和3年度中							
	大学等の 法医学教室の 設置数	大学等の 法医学教室の 医師数 (常勤職員)	大学等の 法医学教室の 医師数 (大学院生等)	大学等の 法医学教室 の取扱死体数	うち 解剖実施 体数				うち 死亡時 画像診断 実施体数	うち 薬毒物 定性検査 実施体数	うち 身元確認 のための DNA型検査 実施体数
						うち 司法解剖	うち 調査法解剖	うち その他の 解剖			
全国	83	158	69	19,374	12,857	9,127	2,715	1,015	8,747	8,236	87
北海道	3	4	4	2,061	895	845	42	8	1,116	804	5
青森県	1	1	0	277	277	274	3	0	0	0	0
岩手県	1	1	0	129	127	120	7	0	127	60	0
宮城県	2	4	1	340	340	259	81	0	182	122	2
秋田県	1	1	0	125	125	83	42	0	125	103	0
山形県	1	1	1	127	127	71	56	0	0	110	0
福島県	1	3	5	368	157	143	14	0	339	151	0
茨城県	1	1	2	96	96	96	0	0	0	81	0
栃木県	2	3	1	172	172	143	29	0	0	22	0
群馬県	1	4	1	122	122	108	14	0	122	122	0
埼玉県	2	4	0	271	271	252	18	1	122	148	1
千葉県	3	10	3	650	601	482	105	14	499	572	2
東京都	12	21	15	2,506	2,089	470	785	834	1,207	1,064	11
神奈川県	5	19	2	2,317	748	494	208	46	992	321	3
新潟県	1	2	3	422	179	170	9	0	293	90	0
富山県	1	2	0	186	186	165	21	0	0	171	0
石川県	2	2	0	168	168	162	6	0	27	0	0
福井県	1	1	1	153	79	73	6	0	140	0	0
山梨県	1	2	0	69	69	65	4	0	0	0	0
長野県	1	1	0	190	186	186	0	0	73	184	62
岐阜県	1	1	0	139	139	125	14	0	0	0	0
静岡県	1	3	1	206	188	166	22	0	0	18	0
愛知県	4	7	0	435	435	355	80	0	0	212	0
三重県	1	1	0	166	158	151	7	0	0	128	0
滋賀県	1	3	3	193	189	139	50	0	0	0	0
京都府	2	5	3	1,142	297	237	60	0	1,135	152	0
大阪府	5	7	3	652	601	535	66	0	416	258	1
兵庫県	2	5	2	749	747	288	388	71	0	308	0
奈良県	1	1	2	232	228	201	25	2	0	0	0
和歌山県	1	2	0	214	214	144	70	0	214	213	0
鳥取県	1	1	1	100	63	48	15	0	100	0	0
島根県	1	2	2	153	106	80	26	0	7	74	0
岡山県	2	3	1	200	190	145	43	2	18	168	0
広島県	1	3	0	112	108	103	5	0	85	65	0
山口県	1	3	1	153	141	112	28	1	0	84	0
徳島県	1	1	0	214	87	82	3	2	25	0	0
香川県	1	1	0	112	108	100	8	0	109	29	0
愛媛県	1	1	0	143	131	115	16	0	93	127	0
高知県	1	2	1	85	85	78	7	0	0	86	0
福岡県	4	7	2	444	428	408	20	0	45	376	0
佐賀県	1	1	0	41	41	38	3	0	0	0	0
長崎県	1	2	6	1,407	178	170	4	4	761	1,407	0
熊本県	1	2	0	162	120	119	1	0	139	114	0
大分県	1	2	0	114	69	60	9	0	2	0	0
宮崎県	1	2	0	32	32	27	5	0	32	0	0
鹿児島県	1	1	1	365	227	198	29	0	202	227	0
沖縄県	1	2	1	660	533	242	261	30	0	65	0

※ 本表において、大学等の法医学教室とは、大学の法医学に関する講座等及び法医解剖を実施している講座等並びに防衛医科大学校の法医学講座をいう。本表は、大 学等の法医学教室に対して調査・回答を依頼し、令和4年6月までに得た当該回答を当該法医学教室が置かれている都道府県別に集計したものである。

※ 死亡時画像診断実施体数、薬毒物定性検査実施体数及び身元確認のためのDNA型検査実施体数の欄に計上している数には、外部機関に委託して実施したものの数は 含まない。

※ 薬毒物定性検査実施体数の欄には、ガス(又は液体)クロマトグラフを用いて当該検査を実施した死体の数を計上している。

法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点

(R5.5現在)

(1) 国立大学法人における法医人材養成 (※)

※ 国立大学法人運営費交付金の内数

※ 補助事業後も各大学において予算を確保し、事業を継続（自走化）していることを確認済

(2) 大学改革推進等補助金「基礎研究医養成活性化プログラム」

金沢大学

- 「医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成」(秋田大学、金沢医科大学)(R3年度～R7年度)

名古屋大学

- 「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」(名古屋市立大学、岐阜大学、三重大学、浜松医科大学、愛知医科大学と連携)(H29年度～R3年度)

広島大学

- 「死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル-死因究明に必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地域拠点化を目指して-」(H29年度～H30年度)

長崎大学

- 「死因究明高度専門職業人養成事業」(H22年度～26年度)
- 「学際的アプローチによる死因究明医育成センターの拡充と法医(歯)学専門家育成プロジェクト」(H27年度～H28年度)

大阪大学

- 「『死因究明学』の創造と担い手養成プラン」(H26年度～R3年度)
- 「『次のいのちを守る』人材育成教育研究拠点形成事業」(R5年度～R9年度)

滋賀医科大学

- 「地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成」(京都府立医科大学、大阪医科薬科大学)(R3年度～R7年度)

横浜市立大学

- 「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」(琉球大学、北里大学、龍谷大学と連携)(H29～R3年度)

東京医科歯科大学

- 「法医学・法歯学に関する医歯融合型の新分野構築プロジェクト」(H25～H27年度)
- 「精度の高い死因究明のための人材養成プロジェクト」(H28年度)

新潟大学

- 「災害・脳・法律に精通した死因究明に携わる高度専門職業人養成プログラム」(H29年度～R3年度)

北海道大学

- 「死因究明等を担う法医学的知識を有する人材育成プラン」(H28年度～R2年度)
- 多職種連携による死因究明等の推進と総合的人材育成プロジェクト(R3年度)

東北大学

- 「法医養成教育プログラムの開発」(H22～26年度)
- 「高度化・多様化する死因究明・身元確認に対応する『法医・法歯・法放射線シナジーセンター』プロジェクト」(H27年度～H29年度)

筑波大学

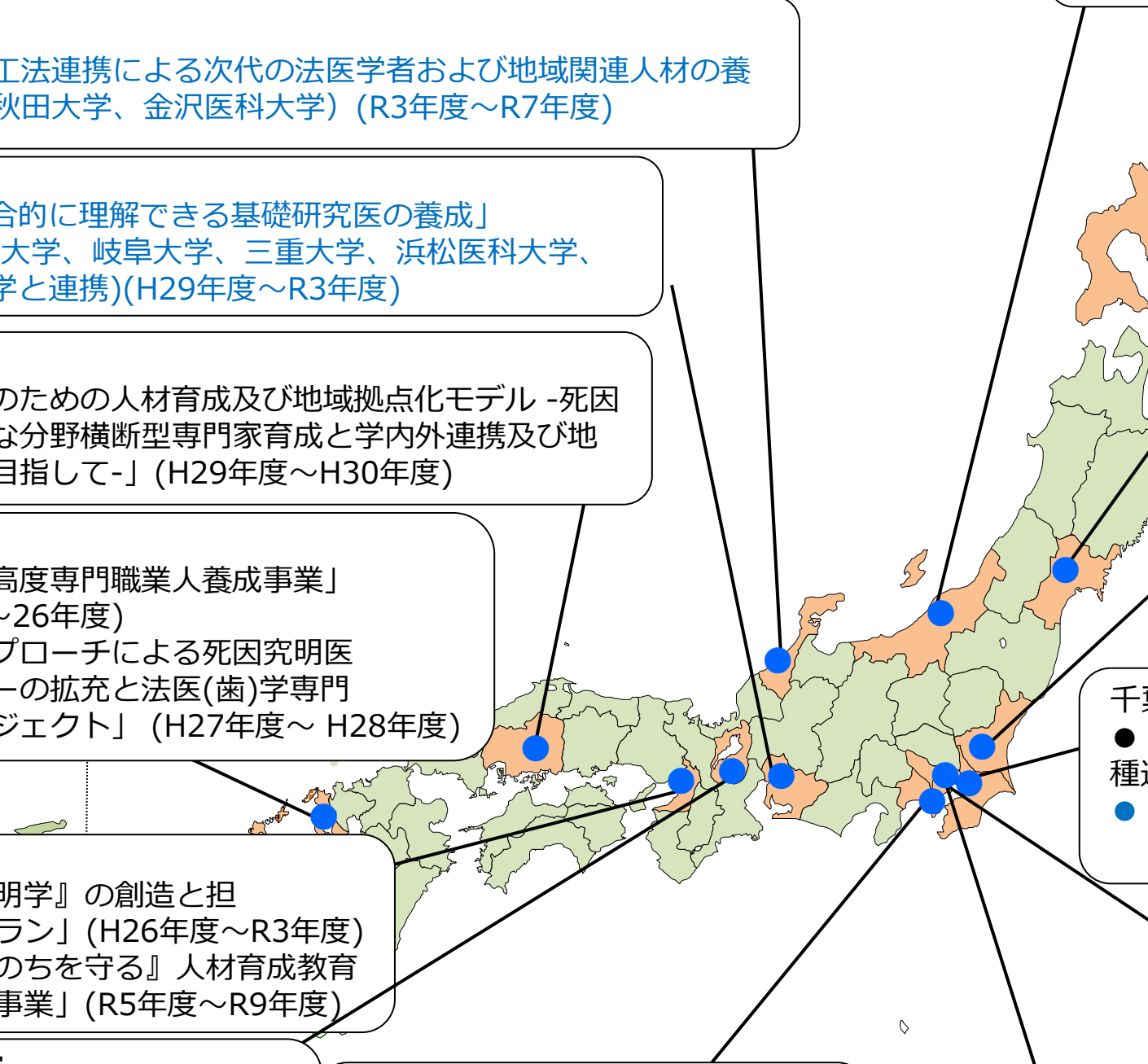
- 「病理専門医資格を担保した基礎研究医養成」(自治医科大学、獨協医科大学と連携)(H29年度～R3年度)

千葉大学

- 「『法医学教育研究センター』による人材育成モデル：多職種連携による次世代型法医学者人材育成」(H26～H28年度)
- 「病理・法医学教育イノベーションハブの構築」(群馬大学、山梨大学と連携)(H29年度～R3年度)

東京大学

- 「福島関東病理法医連携プログラム『つなぐ』」(福島県立医科大学、順天堂大学と連携)(H29年度～R3年度)



法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況

(R4.5現在)

○法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況（81大学中19大学に設置）

No.	大学名	センター等の名称	設置年月
1	北海道大学	死因究明教育研究センター	平成28年4月
2	旭川医科大学	法医学講座附属死因究明等科学技術センター	平成30年11月
3	東北大学	Aiセンター	平成22年4月
4	群馬大学	Aiセンター	平成20年10月
5	千葉大学	法医学教育研究センター	平成26年4月
6	新潟大学	死因究明教育センター	平成29年7月
7	福井大学	医学部附属先進イメージング教育研究センター	平成23年5月
8	信州大学	Aiセンター	平成30年3月
9	三重大学	三重大学Aiセンター	平成21年6月
10	京都大学	総合解剖センター	昭和57年10月
11	島根大学	Aiセンター	平成23年6月
12	広島大学	死因究明教育研究センター	平成29年4月
13	愛媛大学	医学部附属Aiセンター	平成26年8月
14	長崎大学	死因究明医育成センター	平成22年4月
15	大分大学	基礎医学画像センター	平成22年8月
16	福島県立医科大学	死因究明センター	平成27年4月
17	横浜市立大学	臨床法医学センター	令和元年10月
18	大阪市立大学	一般社団法人法医鑑定死因究明支援センター	平成22年1月
19	金沢医科大学	アナトミーセンター	平成26年4月

○今後の設置予定

No.	大学名	センター等の名称	設置予定年月
1	大阪大学	大阪大学高度死因究明センター（仮称）	令和4年以降

(文部科学省医学教育課調べ)

法医学講座において、死亡時画像診断を活用した死因究明を目的として 専有のCT、MRI等を導入している大学

大学名	CTの有無	MRIの有無
北海道大学	○	
旭川医科大学	○	
札幌医科大学	○	
岩手医科大学	○	
東北大学	○	○
秋田大学	○	
福島県立医科大学	○	
群馬大学	○	
千葉大学	○	
国際医療福祉大学	○	
東京大学	○	
東京慈恵会医科大学	○	
東京女子医科大学	○	
横浜市立大学	○	
東海大学	○	
神奈川歯科大学	○	
新潟大学	○	
福井大学	○	○
信州大学	○	
京都大学	○	
京都府立医科大学	○	
大阪大学	○	
大阪市(公)立大学	○	
近畿大学	○	
和歌山県立医科大学	○	
鳥取大学	○	
島根大学	○	
岡山大学	○	
広島大学	○	
香川大学	○	
愛媛大学	○	
九州大学	○	
長崎大学	○	
熊本大学	○	
大分大学	○	
宮崎大学	○	
鹿児島大学	○	

(令和3年5月1日現在)

CT、MRI等を
導入している大学数

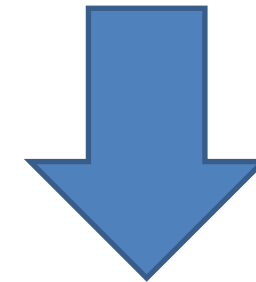
大学別	令和1年	令和3年
国立	21	24
公立	6	6
私立	4	7
合計	31	37

歯科法医学に関する講座等の設置状況

○歯科法医学に関する講座等の設置状況（29学部中18学部に設置）（R3.5現在）

NO	大学名
1	岩手医科大学
2	東北大学
3	明海大学
4	東京医科歯科大学
5	東京歯科大学
6	昭和大学
7	日本大学
8	日本歯科大学
9	神奈川歯科大学
10	鶴見大学
11	朝日大学
12	愛知学院大学
13	大阪大学
14	大阪歯科大学
15	岡山大学
16	福岡歯科大学
17	長崎大学
18	鹿児島大学

令和元年
29学部中14学部に設置



令和3年
29学部中18学部に設置

死因究明等推進協議会の設置状況

＜全都道府県で死因究明等推進協議会が設置・開催済み＞

年	設置都道府県（※日付は第1回協議会が開催または設置された日）
平成26年度	愛媛（8月19日）
平成27年度	福岡（4月13日）、東京（5月15日）、滋賀（6月2日）、新潟（7月27日） 秋田（8月19日）、岡山（11月19日）、茨城（12月7日）、高知（1月26日） 静岡（2月2日）、兵庫（2月3日）、岐阜（2月17日）、埼玉（2月17日） 北海道（2月26日）、福井（2月26日）、三重（3月16日）、千葉（3月18日）
平成28年度	山口（7月14日）、愛知（7月27日）、佐賀（10月5日）、広島（11月1日） 徳島（1月30日）、石川（3月21日）、富山（3月30日）
平成29年度	群馬（9月14日）、栃木（9月27日）、大阪（11月15日）、鳥取（12月13日） 長野（1月30日）、大分（3月28日）
平成30年度	山形（5月24日）、沖縄（8月2日）、福島（8月8日）、長崎（2月14日） 神奈川（2月26日）、京都（3月27日）、香川（3月28日）
令和元年度	山梨（8月27日）
令和2年度	鹿児島（8月28日）、和歌山・熊本（3月24日）
令和3年度	岩手（2月4日）、島根（3月17日）
令和4年度	宮崎（4月1日）、宮城（7月29日）、奈良（8月30日）、青森（2月13日）